

男女共同参画社会の実現をめざして



自分らしく、いきいきと暮らせるまち“はむら”

はむら男女共同参画推進プラン
進ちよく状況調査報告書

平成23年度（2011年度）実績

平成25年3月

羽 村 市

進 ち ょ く 状 況 調 査 概 要

1 目 的

「はむら男女共同参画推進プラン」に掲げた実施計画の各事業について、進ちよく状況を明らかにするため、平成23年度実績を基に評価を行ったものである。

2 調査対象

全庁

3 調査時期

平成24年4月～5月

4 調査項目 全162事業(うち再掲事業13事業)

平成23年度実績、実績に対して特記すべきこと(評価、課題と改善点)、進ちよく状況

5 評価結果

進捗状況	事業数	割合(%)
完了	147	90.8%
進行中	0	0.0%
遅延	0	0.0%
計画事業なし	0	0.0%
平成23年度予定事業なし	2	1.2%
再掲事業	13	8.0%
合計	162	100.0%

はむら男女共同参画推進プラン進ちょく状況一覧 【平成23年度(2011年度)実績】

基本課題 I 女性の「性」と人権の尊重

「はむら男女共同参画推進プラン」
体系上の基本課題

施策の方向性	施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課	H23年度実績	実績に対して特記すべきこと		進ちょく状況	
								評価	課題と改善点		
1 女性に対するあらゆる暴力の撤廃	(1)ドメスティック・バイオレンスの防止に向けた取り組み	①実態調査の実施	配偶者等からの暴力の実態調査を行い、的確な施策を実施する上での基礎資料とするとともに、問題意識を高める。	継続	B (H21)	企画課	<p>平成23年度の進ちょく状況を下記の区分により掲載</p> <p>進行中: 計画通り進行している事業</p> <p>完了: 計画通り事業が完了した事業</p> <p>遅延: 計画から遅延している事業</p> <p>計画事業なし: 計画事業がなかった事業</p> <p>斜線: 再掲事業</p>	<p>暴力は重大なることを広く周知、引き続き実施</p>	完了		
		②広報啓発活動による意識啓発	女性に対する暴力の予防と早期発見に向けて、情報誌ウィーブやパンフレット等を活用し、広く市民に意識啓発を行う。	継続	A	企画課			<p>内閣府(11/12)共に11DV防止を実施『ウィーブデート』</p>	進行中	
		③被害者の支援	被害者の保護と自立に必要な支援を行う。	継続	A	子育て支援課			<p>相談実件数:90件 相談延件数:116件</p>	<p>さまざまな相談に対し、適切な情報提供や指導により支援した。</p> <p>者の二次被害を防止するよう努める。・相談員不在時にも対応できるよう相談窓口の充実を今後も図っていく必要がある。</p>	進行中
		④ストーカー行為等の被害者の支援	ドメスティック・バイオレンスやストーカー行為等の被害者を支援するため、住民基本台帳の写しの交付や閲覧の制限、戸籍の附票の交付の制限を行う。	継続	A	市民課			<p>母子自立支援員や関係機関と連携を図りながら、住民基本台帳の写しや戸籍の附票の交付の制限、閲覧台帳からの削除など、被害者支援を行った。H20年度件数:31件(前年度からの継続14件、新規17件、年度内の終了9件)</p>	<p>迅速かつ適正な事務処理を行うことができた。</p> <p>引き続き各関係機関との連携を強化しつつ、迅速に対応していく。</p>	進行中
		⑤あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取り組み	あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に努めるため、情報誌ウィーブを活用して防止に向けた意識啓発を行う。	新規	A	企画課			<p>情報誌『ウィーブ羽村』において、女性悩みごと相談に関する記事を掲載し、防止啓発広報を実施した。(22号・23号)</p>	<p>広く周知されるように、全世界帯に配布される情報誌『ウィーブ羽村』を活用し、防止啓発広報活動を実施できた。</p>	<p>広報活動は継続していく必要があるため、引き続き実施していく。</p>
		<p>「継続」 前期計画期間から継続して実施する事業</p> <p>「充実」 前期計画期間から継続して実施する事業で、新たな内容を加えるなど発展性を持たせた事業</p> <p>「新規」 本計画の期間中に新たに実施及び検討する事業</p>									

はむら男女共同参画推進プラン 後期実施計画
(平成19年度～23年度)に掲載された内容です。

平成23年度に行った事業実績について記載

平成23年度に行った事業実績に対する担当課の評価を記載

今後の課題と改善点及び見通しについてを記載

はむら男女共同参画推進プラン進ちょく状況一覧 【平成23年度(2011年度)実績】

基本課題Ⅰ 女性の「性」と人権の尊重

施策の方向性	施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課	H23年度実績	実績に対して特記すべきこと		進ちょく状況
								評価	課題と改善点	
1 女性に対するあらゆる暴力の撤廃	(1)ドメスティック・バイオレンスの防止に向けた取り組み	①実態調査の実施	配偶者等からの暴力の実態調査を行い、的確な施策を実施する上での基礎資料とするとともに、問題意識を高める。	継続	B(H21)	企画課		平成22年度の市政世論調査の結果を参考に、男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動の期間にあわせ、意識啓発に努めた。	DVなどは、デリケートな問題で、被害者にとっては、実情を話しづらいことでもあり、実情を把握するのは難しいところもあるため、次期の市政世論調査においては、DV等の実態及び意識調査を実施していく。	完了
		②広報啓発活動による意識啓発	女性に対する暴力の予防と早期発見に向けて、情報誌ウィーブやパンフレット等を通じて広く市民に意識啓発を行う。	継続	A	企画課	広報はむら11月1日号にて、女性悩みごと相談及びDV・デートDVに関する記事を掲載した。	女性悩みごと相談には、広報はむらの記事を見て相談に来られた方も多く、DVの予防や早期発見に向けた意識啓発につながった。	女性に対する暴力は、女性に対する差別意識に根ざす重大な人権侵害であることの視点に立って広く周知し、予防・早期発見に努めていく。	完了
		③ドメスティック・バイオレンス被害者の支援	東京都や関係機関等との連携を深めながら、被害者の保護と自立に必要な支援を行う。	継続	A	子育て支援課	相談実件数:70件 相談延件数:87件	さまざまな相談に対し、適時適切な情報提供や指導・助言により被害者等を支援した。	被害者の個人情報保護しつつ、他部署と連携し、被害者の2次被害を防止するよう努めていく。 ・庁内の共通理解を深め、相談員不在時の対応について改善していく。	完了
		④ストーカー行為等の被害者の支援	ドメスティック・バイオレンスやストーカー行為等の被害者を支援するため、住民基本台帳の写しの交付や閲覧の制限、戸籍の附票の交付の制限を行う。	継続	A	市民課	母子自立支援員や関係機関と連携を図りながら、住民基本台帳の写しや戸籍の附票の交付の制限、閲覧台帳からの削除など、被害者支援を行った。平成23年度件数:38件(平成22年度からの継続20件、新規18件)	迅速かつ適正な事務処理を行った。	引き続き関係機関との連携を強化しつつ、迅速に対応していく。	完了
(2)セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取り組み	①学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止研修等の実施	①学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止研修等の実施	教員と児童生徒との間、及び児童生徒同士間のセクシュアル・ハラスメントを未然に防ぐために教員に対して研修等を行う。	継続	A	指導室	5月の校長会で指導・助言を行うとともに、7月及び12月の校長会で服務事故防止月間に合わせ、指導・助言を行った。	継続的な指導を行ってきているため、児童・生徒等からセクシュアル・ハラスメントに関する相談は、学校・教育委員会ともに受けていない。	指導・助言は継続していくことで効果が表れるので、引き続き適切に実施していく。	完了
		②あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取り組み	あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に努めるため、情報誌ウィーブを活用して防止に向けた意識啓発を行う。	新規	A	企画課	広報はむら11月1日号において、配偶者などからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などに関する記事を掲載し、防止啓発広報を実施した。	広報はむらを活用し、防止啓発広報活動を実施した。	広報活動は継続していくことで効果があがるため、広報紙及びホームページでの啓発を引き続き実施していく。	完了
(3)相談業務の充実と関係機関等との連携	①「女性悩みごと相談」の実施	①「女性悩みごと相談」の実施	女性の不安や悩みの相談に適切に対応できる専門相談を相談者のプライバシー保護に配慮して福生市と共同実施する。	継続	A	広報広聴課	市民相談の一つとして事業運営を行った。 羽村市:第1・3・5水曜日 相談件数 57件(うち福生市民10件) 福生市:第2・4水曜日 相談件数 53件(うち羽村市民0件)	羽村市民が福生市へ、福生市民が羽村市へ相談に行くなど、相互利用によるプライバシー面・財政面でのメリットがあり、これまでの予約及び相談実績をみても、両市の連携による広域相談事業の展開により、悩みを抱える女性への支援の充実が図られた。	羽村市と福生市との共同事業として、今後も緊密に連携して事業を実施していく。	完了
		②相談業務担当者等の意識啓発の推進	市が実施している相談事業担当者や窓口職員等の関係職員へ意識啓発を行うため、職場における研修等を充実する。	継続	A	企画課 子育て支援課 全庁	子育て支援担当者研修会を年2回実施した。 *6月16日(木) 38人参加 *12月13日(火) 33人参加	児童館や保育園等相談事業に携わる職員向けに意識啓発を行い、子育て支援の充実を図った。	引き続き子育て相談に携わる職員向けに研修を実施していく。	完了
		③相談体制の充実と関係機関との連携	市が実施している人権擁護委員による相談など、各相談窓口相互の連携や東京都女性相談センターとの連携を図る。	充実	A	広報広聴課 子育て支援課 企画課	人権擁護委員による人権身の上相談や法律相談、また、母子自立支援員(婦人相談員)を通じての助言・支援等の相談事業を実施するとともに、東京都女性相談センター等と連携し、必要な相談窓口へつなげた。	必要な相談体制を維持するとともに、相談者が抱える問題を解決するための支援を行った。	引き続き「人権身の上相談」を実施するとともに、今後も関係機関との連携を強化しながら相談体制の充実を図る。	完了

はむら男女共同参画推進プラン進ちょく状況一覧 【平成23年度(2011年度)実績】

基本課題Ⅰ 女性の「性」と人権の尊重

施策の方向性	施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課	H23年度実績	実績に対して特記すべきこと		進ちょく状況
								評価	課題と改善点	
		④緊急一時保護事業の連携強化	夫などからの暴力に対応した具体的な保護措置について、東京都や関係者との連携を強化していく。	継続	A	子育て支援課	東京都と連携し、緊急一時保護を実施するとともに、継続して被害者の安全を確保するために転出先の関係機関とも連携した。緊急一時保護(DV)1件(居所なし)0件	配偶者等からの暴力を受けた母子や女性の保護を実施した。	DV被害者の緊急一時保護については、関係機関との支援体制の充実を図るとともに、引き続き安全の確保に努めている。	完了
		⑤子どもの虐待防止に向けた支援	児童虐待及び非行・不登校等の問題に対応するため、要保護児童対策地域協議会において検討を行うとともに、「児童虐待防止マニュアル」の見直し等を行う。	継続	A	子育て支援課 (子ども家庭支援センター) 指導室 健康課	①要保護児童対策地域協議会の開催 代表者会議:年1回、実務者会議:年3回 個別ケース検討会議:17回 ②児童虐待防止講演会:7月27日開催「地域のきずなが防ぐ児童虐待～子どもの幸せのためにできること」136人参加 ③児童虐待防止研修セットを各校へ配布し、研修を実施した。	要保護児童対策地域協議会を適宜開催し、虐待や不登校等の問題を抱える家庭に対し適切な対応を図った。 また、児童虐待防止を目的とした講演会を実施し、市民や関係者への知識の啓発を図った。 学校では、子ども家庭支援センター等との連携を緊密に図りながら、虐待を受けている恐れのある児童・生徒に対して迅速な対応を行った。	研修会等を継続し、適切に対応できるよう、子ども家庭支援センターを中心に関係機関との連携をさらに強化していく。	完了
		⑥高齢者虐待防止に向けた支援	高齢者虐待防止法に基づく高齢者等の保護に対する支援のため、関係機関との連携を強化する。	継続	A	高齢福祉介護課	①高齢者虐待防止連絡会議の開催 1回 ②介護サービス事業者対象研修の開催 1回	関係機関に地域包括支援センターの取組みを伝えるとともに、意見交換・情報交換を行った。 研修においては、高齢者虐待やその支援について理解を深めてもらうよう努めた。	引き続き高齢者虐待防止連絡会議を開催し、連携強化に努めていく。 また、介護サービス事業者には、訪問時のパンフレット周知などで虐待の早期発見に向けたPRを行っていく。	完了
2 メディアにおける女性の人権の尊重	(1)ジェンダーの視点に立った表現の適正化	①「羽村市職員のための男女共同参画表現ガイドライン」の周知	平成17年度に作成したガイドラインを市職員に周知徹底するとともに、必要に応じて改訂についての検討を行う。	継続	A	企画課	平成17年度に羽村市男女共同参画推進員連絡会が作成したガイドラインの概要版による周知を庁内に行った。	男女共同参画の視点に立った、性別による差のない表現とするようにガイドラインを通じて周知した。	男女共同参画の視点を考慮した刊行物を作成するよう、ガイドラインの周知徹底に努めている。	完了
		②「羽村市職員のための男女共同参画表現ガイドライン」に基づく点検	市が発行する広報紙やチラシ、ポスター、パンフレット等で、性差別を助長するような表現をしないように、ガイドラインに従って点検を行う。	遅延	A	企画課 全庁	平成23年度は、行っていない。	平成20年度に刊行物の点検を行ったが、定期的な点検が必要である。	男女共同参画の視点を考慮した刊行物を作成するよう、男女共同参画週間などの時期を捉え、ガイドラインの周知に努めている。	完了
	(2)メディア・リテラシーの向上	①メディアを活用できる能力の育成	情報を主体的に収集・判断等できる能力の育成を目指して、パソコン講座の実施や情報誌ウィーブ等による啓発活動を行う。	継続	A	生涯学習センターゆとろぎ 企画課 産業活性化推進室	平成20年度までパソコン教室を実施していたが、平成21年度より実施主体をゆとろぎ講座から独立したパソコン仲間による社会教育団体に移行し、パソコンの扱い方や操作方法を学ぶ機会を提供している。	実施主体を社会教育関係団体に移行したが、毎年継続して行われることで、多く利用されている。	今後も社会教育関係団体の自主事業として、より実践的な講座になるよう働きかけていく。	完了
		②情報教育の充実	学校における情報教育を促進し、情報を活用する能力を高めるとともに、主体的に情報を取捨選択できる能力を育てる。	充実	A	指導室	学習指導要領に基づき、小学校では主に総合的な学習の時間で、中学校では主に技術・家庭の時間で行った。 情報モラル教育の推進として、生活指導担当者に研修を行った。	情報モラル教育やサイバー犯罪未然防止のための研修を通し、情報モラルの観点から男女平等につながる人権配慮、誹謗・中傷などの問題行動を未然に防ぐ予防的指導を行った。	個人情報の公開やネット上のトラブルなど情報教育の継続的指導や意識の啓発を効果的に行っていく必要がある。	完了
		③家庭における情報モラルの向上	情報モラルを身につけ、必要な情報を取捨選択し、家庭においてインターネットなどの情報を上手に活用できるよう、広報紙やパンフレット等を通じて働きかける。	新規	A	指導室 企画課	学習指導要領に基づき、小学校では主に総合的な学習の時間及び道徳の時間で、中学校では主に技術・家庭及び道徳の時間で行った。 また、保護者への啓発は、保護者会等を通じて警察署と連携し、セーフティ教室を実施した。	他人の個人情報の公開、誹謗・中傷等の事案が発生した場合、適切に指導することができた。 また、児童・生徒に情報モラルが育ってきている。	情報モラルの更なる向上を図るため、継続的に指導・啓発していく。	完了

はむら男女共同参画推進プラン進ちょく状況一覧 【平成23年度(2011年度)実績】

基本課題Ⅰ 女性の「性」と人権の尊重

施策の方向性	施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課	H23年度実績	実績に対して特記すべきこと		進ちょく状況
								評価	課題と改善点	
	(3)地域の環境浄化に関する取り組みの推進	①風俗関連営業の看板やチラシの撤去	「羽村市捨て看板防止条例」に基づき、捨て看板等を撤去する。	継続	A	土木課 児童青少年課	①捨て看板防止・除却推進員(ボランティア)、職員、シルバー人材センターへの委託により、捨て看板等の除去を実施した。 捨て看板等除却枚数:4,463枚 ②青少年育成委員による不健全図書パトロール(6月・11月)の際に、実施場所付近の捨て看板撤去を行った。また、各7班が週1回交代で行う市内パトロールの際にも捨て看板の撤去を行った。	①条例施行後、継続的に実施していることから、看板広告主に対して大きな抑止効果が働いており、事業開始時と比較し、設置枚数(除却枚数)が大きく減少している。 ②羽村市捨て看板防止条例に基づき、青少年育成委員が捨て看板防止・除去推進員として協力いただき、地域の環境浄化や青少年への悪影響を防止することにつながった。	①捨て看板等を撤去したにも拘らず再度設置する者がいるため、継続的な事業の推進が必要である。そのためには、警察署をはじめとする関係機関との連携を図りながら、推進員の協力のもと、引き続き事業を実施していく必要がある。 ②捨て看板等の除去について引き続き実施していく。また、今後も青少年育成委員に羽村市捨て看板防止推進員として協力いただき、青少年の非行防止や環境浄化を実施していく必要がある。	完了
		②事業者への不健全図書やビデオ撤去の要請	青少年が手軽に手にすることのないよう、関係者への要請を行う。	継続	A	児童青少年課	福生警察署に同行を依頼し、青少年育成委員による不健全図書パトロール(6月・11月)を実施し、必要に応じて、改善協力を促した。また、青少年育成委員会から12人を東京都青少年健全育成協力員として推薦し、都条例に基づく不健全図書(指定図書)の調査活動を行った。	関係者の要請により、青少年が手軽に不健全図書を手にすることができない環境づくりを推進した。	今後も継続して取り組んでいく。	完了
3 生涯を通じた女性の健康支援	(1)生涯を通じた健康の保持増進	①生涯を通じた健康の保持増進のための支援	思春期や更年期等ライフステージに応じて情報提供を行うとともに、心の悩みも含めた相談機能を充実させ、男女の生涯にわたる健康管理を支援する。	継続	A	健康課	骨粗しょう症予防検診の受診者157人に乳がんの自己検診法の実習と女性の健康づくりについてのリーフレットを配布し、情報提供を行った。 「はむら健康の日」に「がん予防」の一環として乳がん触診模型を使った自己検診法のコーナーを設置し、普及啓発に努めた。生活習慣病予防の知識の普及啓発を目的として、健康料理講習会を5回(参加者延べ76人)、地域依頼の健康教育7回(参加者延べ228人)、男のメタボ予防教室2コース(参加者延べ49人)、スポーツ振興課との共催で健康フォーラム(参加者86人)を実施した。こころの健康づくりを目的として、健康セミナー「うつ病と新型うつについて」(2回、参加者103人)を実施した。	乳がんの自己検診は、女性特有のがんの早期発見の必要性について理解していただく契機となった。 健康料理講習会などの健康教育は、男女を問わず、生活習慣病予防のための食生活改善や運動改善について普及啓発が図れた。	引き続き、健康教育や検診の機会を通して、生活習慣病予防に関する健康づくりの情報を提供していく。 健康教育や健康相談など特定の方の利用が多いため、保健センター以外の場所でも今後も広く情報提供していく。	完了
		②健診体制の充実強化と事後指導による支援	各種健診を受診しやすい体制づくりに努めるとともに、事後指導の中で、男女がともに、自己の健康を適切に管理・改善するための教育を推進する。	継続	A	健康課	胃・呼吸器検診を、公平に受診できるよう、はがきでの受付に変更した。 女性特有がん検診の対象者に、「女性の健康手帳」を送付し、検診を受診する大切さや女性の健康づくりの必要性について、普及啓発を行った。 各がん検診の精密検診の対象者に対し、通知を送付し、再度、受診が必要であることを伝え、受診勧奨を促した。 また、肝炎ウイルス検診の受診勧奨通知に、受診可能な検診や健康相談など、市の保健サービスについての情報を掲載し、情報提供を行った。	女性特有がん検診については、検診のクーポンを送付し、未受診者へは再勧奨を促したことに伴い、受診率が一般の検診より高くなり、意識を高めることにつながった。	引き続き、市民が検診を利用したいと思えるような体制を検討していく。 検診後、未受診である方への受診勧奨はさらに継続して行っていく。	完了

はむら男女共同参画推進プラン進ちょく状況一覧 【平成23年度(2011年度)実績】

基本課題Ⅰ 女性の「性」と人権の尊重

施策の方向性	施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課	H23年度実績	実績に対して特記すべきこと		進ちょく状況
								評価	課題と改善点	
(2)母体保護に関する取り組みの推進		①女性のための健康づくり講座等の実施	女性に特有な疾患についての正しい知識を持ち、心身が良好に過ごせるよう保健師、栄養士による講座を実施する。	継続	A	健康課	骨粗しょう症予防検診の受診者157人に、骨粗しょう症予防、乳がん予防の健康教育、女性の健康づくりについてのリーフレットを配布し、情報提供を行った。「はむら健康の日」に「がん予防」の一環として乳がん触診模型を使った自己検診法のコーナーを設置し、普及啓発に努めた。	食事や運動などの骨粗しょう症を予防するための生活習慣について、普及啓発を行った。乳がんの自己検診法については、女性特有のがんの早期発見の必要性を周知した。	今後も健康教育や相談の機会を利用して普及啓発に努める。20～30代の若い世代の参加が少ないため、開催方法など、工夫が必要である。	完了
		②男性向けの啓発資料の提供	母体保護に関する男性の理解促進のため、母子手帳の交付時に、「父親ハンドブック」を配付する。	継続	A	健康課	母子健康手帳交付時に「父親ハンドブック」を463人に配布するとともに、両親学級の際に、「父親ハンドブック」の紹介を行った。	乳幼児健診の付き添いや母親学級の受講者にも父親の参加者が少しずつ増えてきており、父親の育児参加に対する意識が向上してきている。	今後も継続して普及啓発に努める。	完了
		③母親学級・両親学級への参加促進	母親だけでなく、父親や家族が参加しやすいように開催し、実践にも役立つような内容で基礎知識の習得を図る。	継続	A	健康課	両親学級は父親が参加しやすいように日曜日の開催とし、『ミルクの作り方』おふろの入れ方』などの実習を行った。参加者は延べ124人で両親での参加が多かった。母親学級については延べ148人の参加があり、少数ではあるが、両親での受講者がみられた。	育児知識の習得ができ、子どもが産まれてから育児を積極的に行いたいという父親の意見が聞かれたため、参加者にとっては、両親が協力して育児をする動機付けとなった。	今後も多くの方に参加してもらえるよう周知を図る。	完了
		④新生児訪問の実施	新生児訪問時に家族計画等に関わる指導助言を行う。	継続	A	健康課	保健師や助産師による家庭訪問を256件行った。母親の体調や精神面の状況の相談に応じ、母体の健康管理について助言を行った。	母親と直接会うことにより、心身の状況を確認しながら支援を行った。	家族計画に関してだけでなく、母親の母体保護の観点から、健康状態全般に着目した支援を行っていく。	完了
(3)学校における健康教育等の推進		①健康教育の推進	児童生徒が健康の大切さを認識し、自己の健康を管理する資質や能力の基礎を培い、実践力を育成するため、健康教育の推進を図る。	継続	A	指導室	各学校は体育・健康に関する全体計画及び年間指導計画を学習指導要領に基づき作成し、健康教育を実施した。	計画どおり実施した。	体育・健康に関する全体計画及び年間指導計画について指導・助言を行い、健康教育を推進していく。	完了
		②適切な性教育の推進	心のつながりや命の尊厳を重視し、発達段階に応じた適切な性教育を実施する。	継続	A	指導室	学習指導要領に基づき、各学年に定められた性教育を実施した。また、適切な性教育を実施するために、6月の校長会等で指導・助言をした。	計画どおり実施した。	学習指導要領を逸脱しない性教育とするために、毎年校長会等を通じて指導していく。	完了

はむら男女共同参画推進プラン進ちよく状況一覧 【平成23年度(2011年度)実績】

基本課題Ⅱ 男女平等観に立った生涯学習の推進

施策の方向性	施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課	H23年度実績	実績に対して特記すべきこと		進ちよく状況
								評価	課題と改善点	
1 家庭における男女平等意識の啓発	(1)家庭教育における男女平等の推進	①幼い子を持つ親のための市民講座の実施	市民講座の中で、幼い子を持つ親のために子育てをテーマにした講座を実施する際に、男女共同参画の視点を盛り込む。	継続	A	生涯学習センターゆとろぎ	家庭において、男女の分け隔てなく子育てに参加できるよう、父親を対象に、子どもとどのように関わっていけばよいか等の疑問や不安を解消する事や、子どもとどのように遊んだらよいか等のノウハウを学べる講座を実施した。 -子育てパンパいっしょい- 開催日 平成24年2月5日、19日 参加数 13家族	疑問や不安を感じていた父親に、自分のできることを積極的にやっていく気持ちを育む事につながった。	日期的に風邪が流行する時期であったため、今後は時期を早めるなどの対応を図る。参加者同士で交流できる時間をさらに増やしていく。	完了
		②家庭の教育力を向上させるための情報提供の推進	家庭教育の参考となる男女共同参画の視点に立った資料提供を行うとともに、親の「教育力」と「指導力」の向上を目指した家庭教育セミナーを開催する。	継続	A	生涯学習課	<家庭教育セミナーの実施> 実施件数…3件(3中学校区10校PTA) ①羽村第三中学校校区 平成23年10月14日 ②羽村第二中学校校区 平成23年11月26日 ③羽村第一中学校校区 平成23年12月10日 参加者数…261人(①…109人、②…100人、③…52人) 内容…「親のあり方」「宇宙ってなんだろう」「手作り学校コンサート」など、「父親」「母親」にとられない「家庭教育のあり方」についての研修会を実施した。	今回、初めて全10校で開催することができた。内容については、家庭での教育・指導について、母親・父親の役割を十分認識できる有意義なセミナーを実施した。	男女共同参画の視点に立った、親の教育力と指導力の向上が目指せるようなテーマ設定について、引き続き各PTAに働き掛けを行う。	完了
		③図書資料の収集及び提供	男女共同参画の視点に立った家庭教育資料を収集し、提供する。	継続	A	図書館	男女平等に立った資料選定を行った。 一般書購入数 5,399冊 男女平等関連特化図書購入 36冊	男女平等観に立った資料の選定・提供を行った。	今後も継続して、男女平等観に立った資料を収集し、展示などのPRを行い利用の促進に努めていく。	完了
		④ブックスタート事業等の充実	ブックスタート事業や図書館の子育て支援図書コーナーを充実するとともに、乳幼児をもつ親に絵本の情報を提供する際には男女平等観に立った選書を行う。	継続	A	健康課 図書館	①3～4か月児健診の際に絵本と図書館の読み聞かせの資料を受診者465人に配布した。 ②ブックスタート事業の実績 実施回数・12回 参加人数83組 子育て支援図書コーナー用図書購入 292冊 子育て支援図書コーナー用図書所蔵冊数 3,591冊	①保護者に絵本に興味を持ってもらうきっかけづくりを行った。(選書については図書館) ②保健センターで実施しているブックスタートの際の読み聞かせや、月齢に適した絵本の配布と紹介を行い、こころの発達と親子の交流に役立てることにつながった。また、図書館の赤ちゃん絵本コーナーや子育て支援コーナーの利用が増加している。	①効果的なブックスタート事業となるよう今後も検討していく。 ②ブックスタート事業については、より多くの参加を求め、検討を重ねる必要がある。子育て支援図書コーナー新設時には、既存図書も利用したため、古くなった分野については、買い換えを行いながら資料の充実を図っていく。	完了
		⑤情報誌ウィーブによる意識啓発	一人ひとりが互いを尊重し協力し合える人間関係の形成と男女共同参画の視点に立った家庭教育の重要性について、情報誌ウィーブで啓発を図る。	新規	A	企画課	子育てママの被災地支援体験談をテーマに、広報はむら平成24年3月15日号に掲載した。母親のボランティア活動には、子育てへの父親の支援が不可欠であり、体験者の想いを伝えることで、男女共同参画の意識啓発に取り組んだ。	男女共同参画社会の実現には、市民一人ひとりが男女共同参画の視点を持つことが不可欠であるため、継続した広報活動が必要である。	広報はむらの特集記事「Weave」などを活用し、継続した広報活動を行うために、情報収集に努めていく。	完了
(2)男性の家庭生活への参加促進と自立支援	① ②	① 男の料理教室の実施	男性を対象に、男女共同参画の意識づくりと生活技術の習得を図るため、健康面から考える料理教室を実施する。	継続	A	健康課	男性の料理講習会を開催し、調理実習延べ24人(2回)、運動14人(1回)の参加があった。	調理体験を通して、今後も自宅で継続してやりたいという声も聴かれ、男性が調理を日常生活の中で行う動機付けにつながった。	平日のため参加ができないとの意見もあるため、開催日を今後検討していく。	完了
		② 一日生活教室の実施	より多くの男性の参加を促し、生活技術の習得をめざした講座・教室等を開催する。	継続	A	生活環境課 (消費生活センター)	一日生活教室の実施 (「これが親父の料理だ！」～お寿司に挑戦～) 参加人数 14人	参加者には好評であったが、もう少し多くの参加者を集めたい。	広報等によるPRを増やすことにより、さらに多くの参加者を募る必要がある。	完了

はむら男女共同参画推進プラン進ちよく状況一覧 【平成23年度(2011年度)実績】

基本課題Ⅱ 男女平等観に立った生涯学習の推進

施策の方向性	施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課	H23年度実績	実績に対して特記すべきこと		進ちよく状況
								評価	課題と改善点	
2 学校等における男女平等教育の推進	(1)保育士・教員の意識啓発	①男女平等教育を推進するための研修等の実施	男女平等の視点に立った指導の必要性について、意識啓発を図るための研修等を実施する。	継続	A	保育課 職員課 指導室	①保育士においては、行事プログラムやお便りの作成等を含め、保育業務全般を通じ、日々、男女平等の意識を持ちながら、また、職員(保育士)間で共通認識を持ちながら、日常的に意識啓発を図っている。 ②市町村職員研修所で実施される「男女共同参画社会形成研修」に派遣した。 職員4人(平成22年度:4人) ③男女平等教育の推進について、5月の校長会で指導・助言を行った。	①男女共同参画社会の実現に向け、男女観の意識改革について考えるとともに、男女共生についての知識習得と実践能力の向上が図られた。 ②男女共同参画社会の実現に向け、男女共生についての知識習得と実践能力の向上が図られた。 ③例年5月の校長会で指導・助言を行ってきており、継続的な指導ができています。	①継続的な取組みが重要であり、研修への派遣や日常業務を通じての意識啓発を、今後とも継続的に実施していく。 ②男女平等教育の研修は、継続的に進めることが重要である。今後も継続的に研修所への派遣を計画していく。 ③男女差別について、意図的・計画的に研修や意識啓発を実施していく。	完了
	(2)教育内容等における男女平等の推進	①男女平等に関する教育の充実	教育活動全般で、「人権教育プログラム(学校教育編)」を活用し、男女の相互理解と協力の重要性等を認識した男女平等教育を実施する。	継続	A	指導室	人権教育年間指導計画に位置付け、主に道徳の時間で小学校第5学年・第6学年及び中学校全学年で実施した。	小学校低学年から特別活動等において、男女平等教育の視点に立った指導を行った。	発達段階に応じた指導が大切であることから、毎年指導内容について改善を図っていく。	完了
		②人権尊重の視点に立った教育活動の推進	人権教育推進委員会において、計画的に人権教育を推進するために、人権教育全体計画及び年間指導計画を作成する。	継続	A	指導室	各学校では、人権教育全体計画及び年間指導計画を作成した。	人権教育推進委員会の委員を中心に実践結果に基づき改善を図った。	人権教育の推進及び向上を図るため、各小・中学校に指導・助言を行っていく。	完了
		③進路指導の実施	個人の能力・適性・進路希望等に応じた進路指導を実施するとともに、職場体験等を通して、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付ける。	継続	A	指導室	羽村市立全中学校において、5日間の職場体験学習を実施した。 協力事業所数 述べ215(市内3校合計)	羽村市小中一貫教育基本計画に基づき、人間学(キャリア教育)として5日間の職場体験を行い、男女共同参画社会の意義や仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の必要性を指導した。	平成23年度より、羽村市では小中一貫教育を推進しており、カリキュラムについての検証及び改善を図っていく。	完了
		④学校図書館教育の充実	学校図書館巡回司書の配置など学校図書館の整備充実を図る中で、男女平等に関する図書資料の充実を図る。	継続	A	指導室	学校図書館巡回司書は、週当たり4時間×2回を配置した。 学校図書館教育の充実は図ったが、特に男女平等に関する本の増加となる基準は設けなかった。	男女平等に関する図書の選択について明確な基準は設けず、各学校が男女平等の視点に立って図書の選定を行った。	男女平等教育について、引き続き推進していく。	完了
		⑤男女平等の視点に立った教科書の選定	教科用図書を選定する際に、教科用図書の記述や挿絵について、男女平等の視点を取り入れて選定する。	継続	A	指導室	平成24年度用教科用図書の選定に当たっては、「男女平等の視点」を調査項目に入れて実施した。	男女平等の視点に立った教科用図書の選定を行った。	今後の教科用図書選定も同様の調査項目を立てて推進していく。	完了
		⑥保護者が参加する行事への配慮	市立小中学校・市立保育園が行う行事については、曜日・時間の設定を工夫し、保護者が参加しやすい環境づくりに努めるとともに、特に父親の参加を促す。	継続	A	指導室 保育課	①全小・中学校とも運動会、学芸発表会等を土曜日に実施した。また、授業公開等は、土曜日、日曜日も公開することができた。 ②保護者の参加行事は、保護者が参加しやすいように可能な限り土曜日に設定した。また、父親の参加を案内通知や口頭で促すとともに、運動会プログラムには男性が参加しやすい種目を取り入れた。	①土曜日等だけでなく、平日も授業公開等を設け、保護者の参加しやすい環境づくりに努めた。 ②保育園の行事は、参加する家庭がほとんどであり、父親参加率も高かった。	①今後も保護者が参加しやすい環境づくりに努めていく。 ②ひとり親家庭の増加により、両親が平等に参加するよう強く勧められない状況もあるが、今後もそれらの家庭に配慮しながら男女平等の視点に立った取組みを進めていく。	完了

はむら男女共同参画推進プラン進ちよく状況一覧 【平成23年度(2011年度)実績】

基本課題Ⅱ 男女平等観に立った生涯学習の推進

施策の方向性	施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課	H23年度実績	実績に対して特記すべきこと		進ちよく状況
								評価	課題と改善点	
	(3)学校等における食育の推進	①市立保育園における食育への意識啓発	保育園運営の中で、保護者に対して、食に関する意識の啓発を行う。	新規	A	保育課	園だより・給食だよりに簡単なレシピや食に関する記事を掲載し、食の大切さを伝えた。また、各園において保護者の保育参加の際、給食の検食を通じて食の大切さを伝えた。	保育参加では、父親の参加が少なかった。	父親の参加が、全体に占める割合としてまだ少ないため、引き続き参加を促していく。	完了
		②学校における食育の推進	一人ひとりが健全な食生活を実現するための能力を養成する観点からの食育を推進する。	新規	A	指導室	食育に関する全体計画及び年間指導計画を策定し、それに基づいて実施した。また、教育課題研修会では、食育に関する指導の研修会を1回実施した。	学校教育における食育の支援を行った。	今後も学校教育における食育支援に取り組んでいく。	完了
3 地域社会における男女平等学習の推進	(1)学習機会の充実とエンパワーメントへの支援	①男女平等に関する研修事業への参加費補助	日本女性会議や国立女性教育会館主催の研修などに参加を希望する市民に対して、交通費等の補助を行う。	継続	A	企画課	広報はむら5月15日号、8月15日号及び市ホームページにて補助金事業のPRを実施した。 【補助実績】 0件 (平成22年度:1件)	補助制度の利用者を増やすために、制度及び研修の存在をさらに周知していく必要がある。	今後も広報紙や市ホームページ等を活用して、広く周知を図っていく。	完了
		②市民との協働による市民講座の実施	市民と協働で、暮らしや生活をテーマにした市民講座等を実施する際には、男女共同参画の視点を盛り込む。	新規	A	生涯学習センターゆとろぎ	各種講座等の実施に際し、募集に関しては常に男女の分け隔てなく募集を行っている。また女性のための講座を幅広く行っている。	女性の趣味やストレス解消につながる講座を実施している。	さらに市民ニーズを取り入れられるよう努めていく。	完了
		③青少年リーダー養成事業の実施	洋上セミナーや子ども体験セミナー、夢チャレンジセミナーに男女平等に関する学習項目を加え、意識の高揚を図る。	継続	A	児童青少年課	「多摩・島しょ広域連携活動助成事業」大島・子ども体験塾(羽村市・あきる野市共同開催)対象:小学校5・6年生、中学生 参加者70人(羽村市・あきる野市各35人、男子・女子各35人) 夢チャレンジセミナー「めざせサッカー選手！」対象:小学生 参加者57人(男子55人 女子2人)	今回の夢チャレンジセミナーでは、女性の参加が低かった。	事業の実施においては、引き続き、可能な限り男女とも平等に行動できるように取り組んでいく。	完了
(2)学習への啓発と情報の提供		①女と男、ともに織りなすフォーラムの実施	市民による実行委員会との協働により、男女平等の視点に立ったテーマを設定し、会場参加型のフォーラムを実施する。	継続	A	企画課	市民の男女共同参画に対する意識の高揚を図るため、フォーラムを実施した。 開催日:平成24年2月5日 参加者:294人	参加された市民の意識醸成や男女共同参画学習の推進を図った。	地域社会における男女共同参画意識の向上や学習機会の確保を図るために、継続して実施していく。	完了
		②情報誌ウィーブの発行	市民による編集委員会との協働により、様々な角度から男女共同参画に関わる特集を設定し、全世帯に向けて情報を発信することで男女共同参画に関する意識を高める。	継続	A	企画課	情報誌「Weave」は、平成22年度から広報はむらの特集記事としたため、市民による編集委員は募集せず、市職員で作成し、広報はむら3月15日号に掲載した。	市民の参加はなくなったが、市民目線で情報を捉え、日々の生活の中から男女共同参画を考える機会となる記事を掲載する必要がある。	内容を充実させるため、常に最新情報の把握に努めることが重要になるため、情報収集に努めていく。	完了
		③あらゆる媒体による情報の提供	広報紙やホームページ等、市が情報を提供するあらゆる媒体に、男女平等に関する情報を提供し、男女平等意識を高める。	継続	A	広報広聴課 企画課	広報はむら平成24年3月15日号にウィーブ特集記事を掲載したほか、男女共同参画週間(平成23年6月15日号)・女性に対する暴力をなくす運動(平成23年11月1日号)に合わせ、啓発記事を掲載した。	男女共同参画の視点での市民の姿を特集として掲載したり、男女共同参画に関する啓発記事を掲載することで、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発につながった。	今後も引き続き取り組んでいく。	完了
		④出前講座等の実施	出前講座や、市が実施する事業等に出向いて男女共同参画関係の啓発を行う。	継続	A	企画課	羽村市産業祭の会場に男女共同参画推進のブースを出店し、啓発活動を実施した。	市が実施する事業で啓発活動を行うことで、男女共同参画意識の向上につながった。	今後も引き続き、時期を捉えて、実施していく。	完了

はむら男女共同参画推進プラン進ちょく状況一覧 【平成23年度(2011年度)実績】

基本課題Ⅱ 男女平等観に立った生涯学習の推進

施策の方向性	施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課	H23年度実績	実績に対して特記すべきこと		進ちょく状況
								評価	課題と改善点	
		⑤男女平等に関する図書・資料の充実	男女平等に関する図書や資料を収集し、専門コーナーを設けるなど積極的な情報の提供を行う。	継続	A	図書館 企画課	フォーラム関連図書の展示や子育て支援課主催事業の基調講演の講師著作物紹介及び事業のPRを行う。	講演会を機に展示を行ったことで、新刊書以外の図書もPRにつながった。	組織横断的な連携体制の中、関連図書の充実に努めるとともに、企画展示等で積極的な情報提供を図っていく。	完了
	(3)自主研究団体等への支援	①自主学習グループの育成・支援	各種講座や実行委員を経て生まれた自主グループに対して、情報提供等の支援を行う。	継続	A	地域振興課	市民活動・ボランティアセンターはむらの機能を社会福祉協議会から市に移管し、ボランティア・市民活動に関心のある市民に対する情報提供として、団体等に関する情報を集め、ガイドブックの発行を行ったほか、情報紙「きずな」を発行した。	ボランティア・市民活動に関心のある市民に、それぞれの団体に関する情報を提供した。	地域の絆や共助の精神といたった地域の力を維持向上していくため、一人ひとりが意識的、積極的に地域活動に参画することができるよう支援していく。	完了
		②女性リーダー養成講座の実施	あらゆる分野での政策・方針決定過程に男女が共同して参画できるよう、人材育成のための講座等を実施する。	継続	A	企画課	女性リーダー養成講座は実施せず、女性の社会参加を積極的に支援するため、女性の再就職支援セミナーを実施した。	ニーズに合わせて、時期をみながら実施していくことが必要である。	男女共同参画社会の実現に向け、テーマを設け、リーダーの養成などにも取り組んでいく。	完了
	(4)学習環境の整備	①一時預り保育の実施	乳幼児を持つ親の学習機会を確保するため、学習施設内及びイベント開催時における一時預り保育を実施する。	継続	A	生涯学習センターゆとろぎ 企画課 図書館 生活環境課(消費生活センター)	①各種ホール事業、講座、サークル活動などを行う際に、親が参加しやすいよう保育を実施した。 ②女と男、ともに織りなすフォーラムinはむら「積極的その日暮らし～いのちの感受性～」において一時預り保育を実施し1人預かった。 ③ボランティア育成講座で一時預り保育を実施した。 ④第32回消費者の日講演会において、乳幼児をもつ参加者に対して一時保育を行った。	①子育て中の親のリフレッシュや子育ての負担軽減を図った。 ②子育て中の親に、男女共同参画の推進に向けた動機付けの場を提供を行った。 ③子育て中の親に、学習の機会の提供を図った。 ④子育て中の親に、消費者教育の場の提供を行った。	①保育日数や保育時間の延長、また幅広いニーズに応えられるよう検討する。 ②乳幼児を持つ家庭に、学習等の機会を提供できるように引き続き実施していく。 ③乳幼児を持つ家庭に、学習の機会や仲間づくりの機会を提供できるよう、引き続き実施していく。 ④今後も、一時預り保育をPRし、多くの若い子育て世代の消費者教育の機会を増やしていく。	完了
		②夜間、休日の開館の実施	勤労者などの学習機会を確保するために、生涯学習センターゆとろぎ、図書館、産業福祉センターを夜間・休日に開館する。	継続	A	生涯学習センターゆとろぎ 図書館 産業活性化推進室	①生涯学習センターゆとろぎを生涯学習や自己啓発のために夜間・休日に開館し、学習の場を提供した。 ②図書館を平日及び土・日・祭日夜8時まで開館した。また、夏休み期間は、朝9時から早朝開館を実施した。 ③産業福祉センターを土日開館するとともに、夜9時30分まで開館した。(月曜日休館)貸部屋使用件数:896件(H22:951件)施設使用者数:18,861人(H22:27,415人)	①節電中であつたが、状況により夜間・休日における学習等利用者へ配慮を行った。 ②夜間や休日開館を実施したが、来館者数は、減少した。 ③土日も含めて夜9時30分まで開館しており、利用しやすい。	①市民同士がお互い気持ちよく施設を利用できるよう、より一層努力する。 ②今後も、勤労者などの学習機会を確保するために、開館時間に留意していく。 ③引き続き、勤労者の学習機会を確保するため、開館時間に留意していく。	完了
		③学習活動の支援及び情報の提供	団体サークルガイド、情報・人材バンク(はむら人ネット)情報を一体化したガイドブックを発行し、市民の生涯学習の支援を行う。	継続	A	生涯学習課	団体サークルガイド、情報・人材バンク(はむら人ネット)情報を一体化したガイドブックは発行しなかったものの、更新版を作成し、市民の生涯学習の支援を行ったほか、ホームページにも情報を掲載した。「はむら人ネット」登録者数…延べ29人「団体・サークルガイド」掲載団体…311団体	前年度比で、「はむら人ネット」の登録者数は2人増、「団体・サークルガイド」の掲載団体数は15団体増となり、多くの市民への情報提供につながった。	「はむら人ネット」の積極的な活用と登録者数の増加や、市民団体との連携を深め、市民の生涯学習の支援に努めていく。	完了

はむら男女共同参画推進プラン進ちよく状況一覧 【平成23年度(2011年度)実績】

基本課題Ⅱ 男女平等観に立った生涯学習の推進

施策の方向性	施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課	H23年度実績	実績に対して特記すべきこと		進ちよく状況
								評価	課題と改善点	
		④公共施設等の活用	生涯学習センターゆとろぎなど公共施設で情報提供を推進し関係施策推進のために活用するとともに、市民に身近な地域集会施設や学校施設を活用し、地域における活動や学習の拠点として提供する。	継続	A	生涯学習センターゆとろぎ 地域振興課 教育総務課	①男女平等におけるパソコンからの情報収集及び最新の情報やチラシを配置することにより、女性の社会進出・復帰のきっかけづくりを行った。 ②地域活動や学習の拠点として、学習等供用施設及び地域集会施設を提供し、多くの市民に利用された。 ③地域における活動や学習の拠点として、学校施設を提供した。(貸出業務は、スポーツ振興課・生涯学習センターゆとろぎで実施)	①各種情報を提供する事で、より選択肢を広げる事につながった。 ②施設では活発な活動が行われ、施設の役割を十分に果たすことに取り組んだ。 ③学校施設の提供により地域団体等の活動の支援を行った。	今後もさらに有益な情報を提供するとともに、多くの市民に利用されるよう積極的にPR等に努めていく。 また、生涯学習センターゆとろぎなどの公共施設を地域団体等の活動拠点として、今後も利用促進を図る。	完了
4 国際社会に対応した男女平等意識の高揚	(1)国際理解の推進	①学校における国際理解教育の実施	人権尊重の視点に立った国際理解教育を実施する。	継続	A	指導室	外国人講師を派遣し、人権教育の視点に立った国際理解教育を小学校では1クラスあたり、第1・2学年で5時間、第3・4学年で10時間、第5・6学年で15時間、中学校では全クラスで10時間行うことができた。	小中一貫教育でも英語教育として位置付け、小学校低学年から一部施行している。	小中一貫教育を念頭に改善を図っていく必要がある。	完了
		②青少年・市民海外派遣事業の実施	青少年や市民を海外に派遣し、国際感覚を養うとともに、生活に密着した男女平等感覚を体験することで男女平等意識を高める。	新規	B (H20~)	地域振興課	平成20年度で事業完了			完了
		③市民講座の実施	国際社会の情報を提供し、外国の文化を理解するとともに、相互交流ができるような講座を実施する。	継続	A	地域振興課 生涯学習センターゆとろぎ	平成23年度については、外国文化理解に関する講座は行ってない。	今後、講座の実施について検討する。	国際的な男女平等意識を向上できるような講座を検討していく。	完了
		④国際社会に関する情報の提供	情報誌ウィーブ等を通じ、男女共同参画に関する国際社会の状況を積極的に提供する。	継続	A	企画課	平成23年度については、国際社会に関する情報提供は行ってない。	国際社会における男女共同参画について情報収集する必要がある。	国際社会における男女共同参画について情報収集を行っていく。	完了
(2)国際交流活動の推進	①外国籍市民との交流事業の実施への支援	国籍を越え市民が集い、様々な国の文化に触れ合う交流事業を通じて、国際理解を図り男女平等の意識を高める。	継続	A	地域振興課	平成23年度については、外国籍市民との国際交流事業は行ってない。	今後、事業の実施について検討する。	国際的な男女平等意識を向上できるような交流事業を検討していく。	完了	
	②国際理解等を推進するための情報の提供	外国語版広報紙の発行や外国籍市民のための生活情報相談など外国籍市民の国際理解を図るための情報提供を行う。	新規	A	企画課	『広報はむら』の外国語版(英語、スペイン語)を作成するとともに、ホームページに掲載し、情報提供の充実を図った。	国際社会に対応した情報提供の充実を図った。	多くの市民に向けて、継続した情報提供に努めていく。	完了	
(3)平和・人権意識の高揚	①平和の企画展等の実施	人権尊重の基礎をつくり、男女平等の前提条件でもある平和な社会の形成のため、「平和都市宣言」の趣旨を生かした展示会や映画会等を実施する。	継続	A	企画課	悲惨な戦争を風化させることなく、日常生活から平和の尊さを感じることができるよう、下記の事業を実施した。 【平和の企画展】(ゆとろぎ展示室) 平成23年8月5日～14日 【東京空襲資料展】(市役所1階ロビー) 平成24年3月6日～12日 【黙とうの実施】 平成23年8月15日、平成24年3月10日	今年は、ゆとろぎ展示室で開催し、展示資料を多く展示することにつながった。 【平和の企画展】(ゆとろぎ展示室) 平成23年8月5日～14日 【東京空襲資料展】(市役所1階ロビー) 平成24年3月6日～12日 【黙とうの実施】 平成23年8月15日、平成24年3月10日	展示内容を充実・工夫するとともに、より多くの方に参加していただけるように広報に力を入れていく。	完了	
	②人権啓発事業等の実施	12月4日から10日の「人権週間」にあわせ、「人権メッセージパネル展」、「人権啓発街頭広報」や広報紙への啓発記事の掲載など人権思想の普及高揚に努める。	継続	A	庶務課	【人権週間事業の実施】 ①パネル展示(市役所ホール) 来場者:210人 ②街頭広報(羽村駅) 啓発物配布数:2,300個 ③広報掲載(広報はむら) 啓発記事掲載	広く周知されるように、市役所、羽村駅において、人権啓発グッズを活用し、広報活動を実施した。	継続することが大切で、今後も計画的に実施していく。	完了	

はむら男女共同参画推進プラン進ちょく状況一覧 【平成23年度(2011年度)実績】

基本課題Ⅲ 家庭責任を担い合うための支援

施策の方向性	施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課	H23年度実績	実績に対して特記すべきこと		進ちょく状況
								評価	課題と改善点	
1 子育てのための支援体制の充実	(1)ともに子育てをするための社会的支援	①子育て相談事業の実施	男女がともに子育てに携われるよう、子育て相談に父親の参加をすすめる、業務の充実に努める。	継続	A	健康課 保育課 子育て支援課 (子ども家庭支援センター)	①育児相談の利用者は延べ1,061人だった。 ②市立保育園4園で子育て相談事業を実施した。利用件数:30件(平成22年度:13件) ③【子ども家庭支援センター総合相談】相談人数:208人(前年度209人)、延べ相談件数4,424件(前年度4,397件) ④【児童館子育て相談】相談人数:213人(前年度257人)、延べ相談件数313件(前年度322件)	①平日実施のため、来所するのは母親と子どもであり、父親の参加は少なかった。 ②市立保育園4園(全園)で相談体制を整備しており、昨年度に比べ相談件数が大きく増加した。 ③・④子育て中の父親・母親の相談に応じ、不安や悩み解消等につながった。	①父親の育児相談利用者が少ない。育児相談の利用をPRしていくとともに、電話による相談などについても情報提供していく。 ②今後も事業のPRに努めながら、継続していく。 ③・④ひとり親家庭など様々な課題を抱えた多様な家族形態が増えてきており、適切な支援に努めていく必要がある。	完了
		②母親学級・両親学級への参加促進 (I-3-(2)-3の再掲)	母親だけでなく、父親や家族が参加しやすいように開催し、実践にも役立つような内容で基礎知識の習得を図る。	継続	A	健康課	(I-3-(2)-③の再掲事業)			
		③乳幼児ショートステイ事業の実施	保護者の病気・事故・冠婚葬祭・育児疲れなど保育ができないときに、宿泊も可能な一時的保育を行うことで保護者の負担を軽減する。	継続	A	子育て支援課 (子ども家庭支援センター)	延べ利用件数:73件(前年度64件) 利用要件については、育児疲れ(リフレッシュ)や仕事関係を主とするものが比較的多かった。	保護者の育児疲れや仕事等を事由にした一時保育を提供することで、子育て支援や女性の社会進出の支援を行った。	事業の周知を引き続き行い、必要な方が必要な時に利用できるよう働きかけていく。	完了
		④一時保育事業の拡充	保護者の育児疲れなど、保育ができないときに、一時的に保育を行うことで保護者の負担を軽減する。	充実	A	保育課	一時預かり事業(一時保育事業が名称変更)を市内の保育園3園、認定こども園2園、認可外保育施設1園で実施した。 利用延べ児童数:3,780人(H22:5,723人)	保護者の育児に伴う負担の軽減に努めた。なお、平成23年度に新たに定期利用保育事業を創設し、一時預かり事業利用者の一部がその事業を利用することになったことにより、一時預り事業としての利用は減少した。	定期利用保育事業の利用状況も考慮しながら、一時保育事業の見直し等について検討していく。	完了
		⑤子ども家庭支援センター事業の充実	子どもと家庭の問題に総合的に対応するとともに、児童虐待対策ワーカーを配置して子ども家庭支援センター事業を充実する。	充実	A	子育て支援課 (子ども家庭支援センター)	児童虐待対策ワーカー2人を配置し、児童虐待防止に関する普及啓発や対応の強化を図った。	子どもと家庭に関する相談事業を中心に行い、関係機関と連携しながら児童虐待への対応や養育困難な家庭に対する支援を行った。	引き続き養育困難な家庭への支援や虐待の未然防止を図っていく。	完了
		⑥子育てひろば事業の拡充	子育てひろば事業の拡充を図り、市内でバランスよく実施する。	充実	A	子育て支援課 (子ども家庭支援センター)	A型ひろば5か所、B型ひろば2か所を配置し、子育てひろば事業を継続的に実施した。 ※B型ひろば 延べ利用人数 太陽の子保育園:1,909人 羽村たつの子保育園:2,965人	親子が気軽に交流できる場の提供や子育てに関する講座を開催することで、父母がともに子育てを担っていく意識の啓発に努めた。	身近な地域で親子が気軽に参加できるよう事業内容の充実や実施施設の配置の検討を行っていく。	完了
		⑦訪問型子育て支援サービス事業の実施	産じょく期の母子に対する育児相談や簡単な家事等の援助など、養育支援が必要と思われる家庭にヘルパーの派遣を行う。	新規	B (H20~)	子育て支援課 (子ども家庭支援センター)	養育支援ヘルパー派遣 実派遣家庭数 3件 延べ派遣日数 63件 総派遣時間 92時間	養育困難な家庭にヘルパーを派遣し、養育環境を整えたり、育児の相談に応じたりすることで、家族が協力し合いながら子育てできるよう支援した。	引き続き訪問事業の充実に努めていく必要がある。	完了

はむら男女共同参画推進プラン進ちょく状況一覧 【平成23年度(2011年度)実績】

基本課題Ⅲ 家庭責任を担い合うための支援

施策の方向性	施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課	H23年度実績	実績に対して特記すべきこと		進ちょく状況
								評価	課題と改善点	
		⑧子育てサポーターの育成	地域で身近な子育て支援をする人材を発掘するとともに、子育て中の親にとって身近な相談者や支援者としての役割を担う子育てサポーターを育成する。	新規	B (H20～)	子育て支援課 (子ども家庭支援センター)	ボランティア登録者数18人 市主催事業のほか、サークル団体の活動支援を行い、延べ93回の活動を行った。	子育てボランティアの活動内容が広がり、世代を超えた子育て支援を促した。	子育てボランティア募集のPRに努め、地域の身近な子育て支援者の育成に努めていく。	完了
		⑨子育て支援者等のネットワークづくり	地域の育児力を高めるため、民生児童委員や子育てサークルとの連携を図り、地域の子育て支援者等のネットワークを構築する。	新規	A	子育て支援課 (子ども家庭支援センター)	主任児童委員との連絡会を月1回程度(年10回)行い、要保護家庭に関する情報交換を行った。また、子ども支援ネットワーク会議を年3回開催し、主任児童委員のほか、子育て及び児童担当の民生・児童委員と事例検討や意見交換等を行った。	地域で見守りが必要な子育て家庭について情報共有を図り、地域で安心して子育てが行えるように努めた。	定期的な情報交換のほか、必要時に民生・児童委員と要支援家庭との顔合わせを行い、ネットワークづくりを行っていく。	完了
		⑩子どもと家庭に関する相談・情報提供機関のネットワークづくり	子ども家庭支援センターを核に、保育園、幼稚園、学校、教育相談室、保健センター、保健所、児童相談所などの相談・情報提供機関とのネットワーク化を図る。	充実	A	子育て支援課 (子ども家庭支援センター)	要保護児童対策地域協議会について代表者会議を年3回、実務者会議を年3回実施し、児童虐待に関する研修や虐待の進行管理等を行ったほか、個別ケース検討会議を17回実施した。	要保護児童対策地域協議会を適宜開催し、虐待や不登校等の問題を抱える家庭に対し適切な対応を行った。	引き続き要保護児童等に関する情報交換や事例検討の機会を充実させていく。	完了
		⑪幼稚園・保育園・小学校の連携、交流	定期的に幼稚園・保育園・小学校連携推進懇談会を開催し、幼児教育の充実と小学校教育への円滑な移行を図る。	継続	A	保育課 指導室	第五次羽村市長期総合計画実施計画において、就学前プログラム、就学前教育カリキュラムの策定の検討に関する取組計画を定めた。	就学前プログラム、就学前教育カリキュラムの策定に向け、懇談会を始め関係機関等との連携強化を図る必要がある。	今後は、関係機関との懇談会の開催を実施するとともに、部会ごとの現場での情報交換等をしながら、より具体的な連携を検討していく必要がある。	完了
		⑫子育て応援ガイドブックの充実	子育てマップを含めた子育て応援ガイドブックを作成し、子育て家庭への情報提供の充実を図る。	充実	A	子育て支援課 (子ども家庭支援センター)	広報はむら・市ホームページ・メール配信サービスを活用し、情報提供を行った。また、「子育て応援ガイドブック」について、乳児家庭全戸訪問時に配布し、子育てに関する情報提供を行った。	市民にわかりやすく子育て支援サービスを周知すること、父母が子育てについて話し合い、協力しあうことができるよう啓発に努めた。	子育て中の親にわかりやすく情報を提供できるよう、内容の充実を図っていく。	完了
		⑬意識啓発活動の実施	情報誌ウィーブや啓発事業を通して、男女が協力して家庭責任を担うための啓発活動を行う。	継続	A	子育て支援課 企画課	子育てママの被災地支援体験談をテーマに、広報はむら平成24年3月15日号に、家庭と被災地支援ボランティアについてのインタビュー記事を掲載した。	家庭生活の中で家族が協力することの大切さをインタビュー記事として掲載し、市民に夫婦がともに子育てを行うことや、家庭生活について考えてもらう機会とした。	家庭生活はそれぞれで異なるため、様々な家庭のあり方を紹介し、自分の家庭生活を考える機会としてもらえる内容としていくことが必要である。	完了
(2)子育てのための経済的支援	①乳幼児医療費の助成	子育て家庭の経済的負担を軽減するため、乳幼児の医療費助成を行う。		継続	A	子育て支援課	乳幼児医療費助成事業の実施 延助成件数:60,289件 助成額:95,001,157円	乳幼児医療費助成事業を実施することにより、乳幼児を養育する家庭の経済的支援及び子育て支援を実施した。	市独自に実施している所得制限撤廃部分について、東京都制度として実施するよう働きかけを実施していく。	完了
	②私立幼稚園等園児保育料の助成	子育て家庭の経済的負担を軽減するため、一定の条件に基づき、私立幼稚園等園児保育料の助成を行う。		継続	A	保育課	幼稚園保護者負担軽減事業費補助金として、月割680.0人、55,175,500円の補助を行った。 (H22 月割690.4人、57,331,400円)	幼稚園児の保護者の負担軽減が図った。	他の助成金制度との調整を考えながら引き続き実施していく。	完了

はむら男女共同参画推進プラン進ちょく状況一覧 【平成23年度(2011年度)実績】

基本課題Ⅲ 家庭責任を担い合うための支援

施策の方向性	施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課	H23年度実績	実績に対して特記すべきこと		進ちょく状況
								評価	課題と改善点	
		③市立小中学校保護者に対する補助・援助	市立小中学校の行事等にかかる保護者の費用負担を軽減するとともに、市立小中学校及び高等学校等への就学が困難な児童生徒の保護者に対しては、一定の条件に基づき、就学の援助を行う。	継続	A	教育総務課	(小学校) 移動教室 517人 修学旅行 556人 卒業記念品代 557人 演劇鑑賞補助 3,171人 音楽会等参加費 保護者負担軽減費計(副教材費を含む) 18,382,891円 就学援助 531人 29,028,011円 (中学校) 移動教室 504人 修学旅行 521人 卒業記念品代 526人 生徒派遣費補助・大会参加費補助 保護者負担軽減費計(副教材費を含む) 24,929,396円 就学援助 350人 31,838,677円	保護者が負担する教育費について、家庭における経済的な負担を軽減することができた。また、義務教育期間中の就学困難な世帯に対して就学援助費を支給した。	保護者負担軽減費については、他市と比較して高額な補助項目もあるため見直していく必要がある。また、就学援助費については、所得環境の悪化に伴い、認定者数の増加が見込まれる。	完了
2 介護のための支援体制の充実	(1)高齢者の総合的な支援体制の確立	①地域包括支援センターを中心とした総合的な支援	地域包括支援センターを中心に、介護保険事業とともに保健・医療・福祉サービス、その他の地域の様々な資源を活用し、家族介護者への支援も含めた包括的・継続的な支援を行う。	充実	A	高齢福祉介護課	相談対応において、幅広く情報提供を行なうとともに、介護保険サービス事業者、保健所や医療機関、民生委員などと連携しながら支援を行なった。 また、介護サービスの調整を担う居宅介護支援事業者に研修開催や個別相談に対する支援を行なった。 地域包括支援センター相談件数(市・羽村園):2,629件	相談対応やケアマネジャー支援において、保健・医療・福祉サービス事業者等と連携して対応を行った。	連携機会の少ないインフォーマルな地域資源の活用を努めていく。	完了
		②家族介護支援事業の実施	高齢者を在宅で介護している家族等が、心身の元気回復や介護知識の習得のため、介護支援事業を実施する。	継続	A	高齢福祉介護課	平成23年度家族介護者教室・交流会:4回 ・認知症の方の接し方 ・介護保険制度について ・男性介護者の交流会 ・介護者交流会	介護者に役立つ情報を紹介しつつ、相互交流を図った。	参加者増をはかるため、実施時間や場所、内容の工夫、事業所やケアマネジャーにも周知し、介護者が参加しやすい環境を整えていく。	完了
		③徘徊高齢者探索サービス事業の実施	徘徊などによる家族の心労や負担を軽減するため、徘徊高齢者探索サービス事業を実施する。	継続	A	高齢福祉介護課	徘徊高齢者に対して、探索サービスを実施した。 (登録者 3人) (発報件数 0件)	徘徊高齢者の安全確保や家族の負担軽減を図った。	今後も、事業の周知を図り、実施していく。	完了
(2)障害者自立支援法による制度の定着化と安定した事業運営	①一元的なサービスの提供	障害の種別(身体障害、知的障害、精神障害)にかかわらず、障害者が地域で安心して暮らせるよう、自立に必要な居宅介護などのサービスを提供する。	継続	A	障害福祉課	①居宅介護や短期入所等の障害福祉サービスを提供し、本人及び家族等介護者の支援をした。 障害福祉サービス費支給決定者数:355人 ②移動支援や手話通訳者の派遣等の地域生活支援事業を実施し、社会参加のための支援をした。 地域生活支援事業費支給決定者数:138人	障害のある人にサービスを提供することで、障害のある人の自立支援につながることも、家族等介護者の支援をすることができた。	障害のある人が、自分にふさわしいサービス提供事業者を選択することができるよう、広く情報提供を行うとともに、多様な事業者の参入を促進していく。	完了	
						(3)介護保険制度の周知	①広報などを利用した制度の周知	パンフレットや広報紙、ホームページを活用するとともに、出前講座や市民等への説明会などを通じて制度を周知する。	継続	A

はむら男女共同参画推進プラン進ちょく状況一覧 【平成23年度(2011年度)実績】

基本課題Ⅲ 家庭責任を担い合うための支援

施策の方向性	施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課	H23年度実績	実績に対して特記すべきこと		進ちょく状況
								評価	課題と改善点	
3 生活の安定と自立の促進	(1)高齢者の生きがいがづくりと社会参画の促進	①老人クラブなどへの支援	老人クラブへの支援を通じて健康・生きがいがづくり活動を促進する。	継続	A	高齢福祉介護課	各老人クラブ(31クラブ)や老人クラブ連合会に対して補助金を交付し、活動を促進した。また、老人クラブ連合会女性委員会が行う研修などを支援した。	社会奉仕活動や友愛訪問活動、健康づくり活動などの活動費の一部を助成することで、老人クラブへの支援を図った。	高齢者の健康、生きがいがづくり活動の推進は、重要であるため、引き続き支援していく。	完了
		②生きがいがづくり講座の充実	老人福祉センターや生涯学習センターゆとろぎの講座を充実し高齢者の生涯学習活動や生きがいがづくりを支援する。	継続	A	高齢福祉介護課 生涯学習センターゆとろぎ	①老人福祉センター及び高齢者在宅サービスセンターにおいて、概ね60歳以上の高齢者を対象に、17講座を開催した。(参加者延8,715人) ②中高年の男女を対象に、高齢期の人生を健康でいきいきと過ごすための講座を実施した。	①高齢者が講座に参加することにより、知識や教養を高め、また、仲間づくりを通して、閉じこもりの防止や健康保持に繋がった。 ②心と体の健康にスポットを当てた、高齢期の人生をいきいき過ごすための講座とし、ストレス解消、夫婦間のコミュニケーションに役立つ講座とした。	①自主グループ化などを進めることにより、多様な施設の利用を促し、引き続き、講座を開催していく。 ②今後は企画・立案から市民に参加してもらうよう努めていく。	完了
		③シルバーボランティアの促進	生きがいがづくりや健康づくりのために、介護予防ボランティアを育成するなど、シルバーボランティアに関する情報提供を行う。	新規	A	高齢福祉介護課	介護予防リーダー育成研修に、17人が参加した。(介護予防リーダー登録者総数:151人)	一般市民における介護予防リーダーの育成を図った。	今後も、一般市民の介護予防リーダーを育成し、市内全域にわたり介護予防事業を展開していく。	完了
		④シルバー人材センター事業への支援	高齢者に就業機会の提供を行うシルバー人材センターの活動を支援し、高齢者の社会参加の促進を図る。	継続	A	高齢福祉介護課	高齢者が健康で生きがいをもち就業できるように運営費の一部を助成した。(平成23年度末 会員数779人、就業実人員651人、就業率83.64%、就業延人員81,407人)	就業率が前年度より伸び、雇用機会の拡充が図られたと考えられる。また、就業相談や安全推進委員を配置したことで、会員の健康の推進や事故防止に努めた。	今後もシルバー人材センターの運営費の一部を助成するとともに、高齢者の就業分野の拡大に向けての取組みを支援していく。	完了
	(2)障害者の就労支援	①障害者の就労支援	就労支援や生活支援コーディネーターを配置し、職業相談、職業準備支援、職業開拓、職場定着支援などとともに、日常生活及び社会生活上必要な生活支援を行う。	充実	A	障害福祉課	障害者就労支援センター「エール」において、障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるように、就労面と生活面の支援を一体的に行った。(登録者数69人、相談件数2,235件、新規就職者数3人、職場定着者数37人)	就労支援コーディネーターや生活支援コーディネーターによる、職業相談、就業準備支援、職場開拓、職場定着支援等の就労支援事業の実施により、障害者の自立と社会参加を支援した。	障害者の就労機会の拡大を図るため、地域の関係機関と連携し、総合的な就労支援体制を構築していく。	完了
		②相談体制の充実	障害者やその家族を支援し、自立した日常生活と社会生活を営むことができるよう、様々な相談と情報提供を行う。	充実	A	障害福祉課	福祉センター内にある地域活動支援センターI型事業「あおば」及び福生市と共同で運営している、地域活動支援センターI型事業「ハッピーウイング」において、福祉サービスの利用援助、ピアカウンセリング、情報提供等を総合的に行い、障害者やその家族の地域における生活を支援した。 「あおば」相談件数:1,335件(うちピアカウンセリング:25件) 「ハッピーウイング」相談件数:1,470件(うちピアカウンセリング:4件)	社会福祉士・精神保健福祉士の資格を持った相談支援専門員により幅広く相談に応じた。	発達障害、高次脳機能障害等の専門性の高い障害についての相談体制を充実していく。	完了

はむら男女共同参画推進プラン進ちょく状況一覧 【平成23年度(2011年度)実績】

基本課題Ⅲ 家庭責任を担い合うための支援

施策の方向性	施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課	H23年度実績	実績に対して特記すべきこと		進ちょく状況
								評価	課題と改善点	
(3)ひとり親家庭の生活の安定と自立への支援	①経済的支援の充実	ひとり親家庭の医療の助成や各種手当を通じて、生活支援の安定を図る。	継続	A	子育て支援課	①ひとり親家庭等医療費助成事業の実施(延助成件数:11,160件)(助成額:26,783,086円) ②児童育成手当の支給(受給者数:764人(H24.3現在))(助成額:172,773,500円) ③児童扶養手当の支給(延助成件数:515人(H24.3現在))(助成額:242,280,970円)	医療費の助成及び手当を支給することにより、ひとり親家庭の経済的支援及び子育て支援を実施した。(平成22年度から児童扶養手当において父子家庭も対象となった。)	今後も、ひとり親家庭の生活の安定を図るため、引き続き事業を実施していく。	完了	
	②ホームヘルプサービス事業の実施	家事・育児など日常生活に支障をきたしている場合にヘルパーを派遣することで、生活基盤の安定を図る。	継続	A	子育て支援課	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業の実施(利用世帯数:6世帯)(延利用回数:382回)	ホームヘルパーの派遣により、ひとり親家庭の生活支援を図った。	今後も、ひとり親家庭の生活の安定を図るため、引き続き事業を実施していく。	完了	
	③休養ホーム事業の実施	レクリエーション活動を通じて親子のふれあいを深めることで、精神的な安定を図る。	継続	A	子育て支援課	東京ディズニーリゾート(ディズニーランド)へ日帰り旅行を実施した。(参加世帯:30世帯)(参加人数:76人)	ひとり親家庭が家族でくつろぎ、かつ家族同士の親睦を図る場を提供した。	限られた枠内での支援となるため、今後は事業のあり方等について検証・見直しが必要である。	完了	
	④貸し付け事業の実施	母子福祉基金や女性福祉基金の利用をすすめることで、経済的な安定の確保を図る。	継続	A	子育て支援課	母子福祉資金貸付及び女性福祉資金貸付を実施した。(母子福祉資金貸付件数:20件)(女性福祉資金貸付件数:0件)	適切な貸付を行う事で経済的自立と安定した生活の支援を行った。	ひとり親とその子どもの自立を支援する観点から資金貸付の相談・利用について引き続き、適切な貸付を実施していく。	完了	
	⑤相談事業の充実	母子自立支援員を中心とした母子家庭及び婦人相談を実施するとともに、関係機関との連携を図る。	継続	A	子育て支援課	母子自立支援員を中心に、母子家庭及び婦人相談を実施した。(相談実件数:1,424件)(相談延件数:2,233件)	ひとり親家庭や女性の抱える悩み事について、情報提供や他機関の紹介等の支援を行った。	平成23年度途中より、日曜開催の生活相談は中止したが、要望は特になかった。	完了	
	⑥自立支援教育訓練給付事業等の実施	母子家庭の自立支援にかかる自立支援教育訓練給付事業等を実施する。	新規	B(H20~)	子育て支援課	自立支援教育訓練給付事業等を実施した。 ①高等技能訓練促進費(受給者9人、給付額14,482,000円) ②教育訓練給付金(受給者1人 給付額13,000円) ③母子自立支援プログラム策定事業(プログラム策定人数4人)	母子家庭の母の自立にむけた資格取得や就職に関する支援について、適切な事業運営を行った。	受給者が該当養成機関卒業後や講座修了後に資格取得による生活の自立を果たしていけるよう、また母子自立支援プログラム策定により、効果的に就労に結びつく事ができるよう継続的に助言していく。	完了	
	(4)自立のための基盤整備	①交通バリアフリー化の推進	高齢者や障害のある人の社会参加を促進するため、計画的なバリアフリー化を進める。	継続	A	土木課	平成22・23年度継続事業として、市道第201号線道路改修工事(その6)(L=620m)を実施した。 平成18年度から取り組んできた市道第201号線道路改修工事については、平成23年度で完了した。	交通バリアフリー基本構想の重点整備地区外であるが、景観や環境面に配慮した総合的な道路整備を行った。	交通バリアフリー基本構想では、重点整備地区の特定路線のバリアフリー化を実施することとしており、今後、道路整備を引き続き実施していく。延長11.5km中6.2km完了(53.9%)。	完了

はむら男女共同参画推進プラン進ちょく状況一覧 【平成23年度(2011年度)実績】

基本課題IV 働く環境の整備と改善・充実

施策の方向性	施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課	H23年度実績	実績に対して特記すべきこと		進ちょく状況
								評価	課題と改善点	
1 再就職等に向けた支援	(1)女性の就職と再就職に対する支援	①情報の収集と提供	就職に必要な情報を集めるとともに、就職や職業能力向上のための講座開催等の情報を提供する。	継続	A	産業活性化推進室 企画課	①ハローワークの地域求人情報や東京しごとセンターの女性再就職サポート事業等のリーフレットを産業福祉センターに設置し、情報提供に努めた。 ②東京都等の関係機関からのリーフレット等の情報提供に努めた。 ③臨時的任用職員の雇用として、雇用情勢の急激な悪化に伴い、離職を余儀なくされた市民を採用し、次の雇用が決まるまでの間、つなぎの就労機会を創出した。 雇用人数14人(事務6人・土木8人) ④ハローワーク青梅と共同に職業相談窓口を設置し、就職を希望する全ての方を対象にして、様々な仕事に関する相談に対応した。 実施回数23回、相談者延べ146人(男性75人・女性58人・不明13人)	市民が必要な情報を適時に収集できるよう、情報提供に努めた。	今後も関係機関のリーフレット等を活用するほか、キャリアアップセミナーの開催情報や多種多様な再就職情報を提供していく。	完了
		②技術習得のための学習機会の提供	パソコン技術など就職に有利となるような技術習得講座等の学習機会を提供する。	継続	A	産業活性化推進室 企画課 生涯学習センターゆとりぎ	①ハローワークの地域求人情報や東京しごとセンターの女性再就職サポート事業等のリーフレットを産業福祉センターに設置し、情報提供に努めた。 ②女性のための再就職支援セミナーでは、カリキュラムにパソコン技能の習得を目的とした実習や就職活動をする際の応募書類の書き方、面接の受け方など再就職活動に必要なノウハウの講義を設定し、4日間コースで8人が受講した。 ③羽村市及び近隣において求人予定のある企業の人事担当者と直接面接ができる就職面接会と、専門員による各種就職相談会、就職支援セミナー等を開催した。	再就職に必要な情報の提供や技能習得などを図った。	受講希望者のニーズを把握し、より効果的な講習会を引き続き実施していくとともに、女性の就職と再就職に対する支援となるような講座を実施していく。	完了
	(2)女性の起業家や自営業者に対する支援	①情報の収集と提供の充実	資金の融資制度など起業や自営業者のために必要な情報を収集し、積極的に提供していくとともに、講座等を実施する。	継続	A	産業活性化推進室	産業支援機関が実施する起業家向けセミナー等について、産業福祉センターにパンフレットを設置した。	セミナー等の情報提供を通じて、起業家や自営業者の支援を行った。	今後も起業家や自営業者に対する支援として、セミナーなどの情報提供に努めていく。	完了
		②相談体制の充実	商工会と協力して創業時に必要な基礎知識や経営ノウハウの助言を行う。	継続	A	産業活性化推進室	商工会の経営指導員、羽村市の企業活動支援員が、常時、相談に対応する体制をとった。	商工会との連携により、相談体制が充実している。	相談窓口としてのPRを強化するとともに、継続して取り組んでいく。	完了
2 職場における男女平等の促進	(1)男女平等関係制度の普及と意識啓発	①労働関係セミナー等の実施	関係機関に働きかけ、身近な会場で「労働セミナー」を実施する。	新規	A	企画課	平成23年度は実施していない。		企業や団体などに対して、男女共同参画に積極的に取り組む企業などの把握に努め、広く紹介していく。	完了
		②男女雇用機会均等法等の周知	男女雇用機会均等法等の周知徹底を目指し、情報誌ウィーブやパンフレット等を活用した普及啓発を行う。	継続	A	産業活性化推進室 企画課 生涯学習センターゆとりぎ	市役所や産業福祉センターにパンフレット等を設置し、情報提供を行った。	市民が必要な情報を適時に収集できるよう、情報提供に努めた。	男女雇用機会均等法等の改正内容などを適切に周知していく。	完了
		③育児・介護休業法の周知	商工会等を通じて、事業者に対して制度の周知を図る。	継続	B	産業活性化推進室 企画課	東京都等の関係機関からのリーフレット等を活用した情報提供を行った。	市民や事業者が必要な時に必要な情報を収集できるよう、情報提供に努めた。	最新の情報を提供できるよう、情報の収集に努めるとともに、引き続き、情報提供を実施していく。	完了
		④事業者への啓発・周知	女性の就業機会が男性と均等に確保されるよう、女性の雇用促進に関する情報提供等を行い、商業・工業・農業などの各産業の事業者に関与させる。	継続	A	産業活性化推進室	東京都のファミリーデー事業について、市内事業所に個別訪問して周知を図り、市内からは1つの事業所が参加し、記念イベントに出展した。	情報提供、ワークライフバランスの推進を図った。	引き続き実施していく。	完了

はむら男女共同参画推進プラン進ちょく状況一覧 【平成23年度(2011年度)実績】

基本課題IV 働く環境の整備と改善・充実

施策の方向性	施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課	H23年度実績	実績に対して特記すべきこと		進ちょく状況	
								評価	課題と改善点		
	(2)パートタイム、派遣労働等に対する支援	①労働に関する情報の提供	市民や事業者にパートタイム労働法などの法律や税制・年金などの社会保障制度のしくみを周知する。	継続	A	産業活性化推進室	羽村市と東京都労働相談情報センターと共催で男女雇用平等の視点による労働法等のセミナーを開催した。	労働に関する情報提供に努めた。	労務関連情報については、引き続きパンフレットの設置や個別訪問により提供していく。	完了	
		②労働相談の充実	労働相談情報センターとの連携を図り、労働相談の充実に努める。	継続	A	産業活性化推進室 企画課	東京都等の関係機関からのリーフレット等による情報提供に努めた。	市民が必要な時に必要な情報を収集できるよう、情報提供に努めた。	最新の情報を提供できるよう、情報の収集に努め、相談の充実に図っていく。	完了	
	(3)男女が働きやすい環境整備への支援	①雇用管理の改善等を図るためのセミナー等の実施	事業所の労務担当者等を対象に研修を行い、雇用管理の改善を図る。	新規	A	産業活性化推進室	東京都商工会連合会及び羽村市商工会が開催する労働安全衛生に関するセミナー等について、広報紙、商工会の経営指導員、羽村市の企業活動支援員を通じ、情報提供できる体制を整備した。	市内事業所の雇用管理の改善等に努めた。	これまで同様に引き続き実施していく。	完了	
		②男女にやさしい事業所の紹介	職場において男女平等の視点をもった実践活動を行っている事業所を、情報誌ウィーブ等を通じて紹介する。	継続	A	企画課	子育てママの被災地支援体験談をテーマに、広報はむら平成24年3月15日号に掲載したが、家庭と被災地支援ボランティアを特集したため、実践活動を行っている事業所の紹介は行っていない。しかし、夫婦がともに子育てを担うことや、家庭生活をテーマにしたことにより、男女がともに働く環境を考える機会を提供した。	市民に夫婦がともに子育てを行うことや、家庭生活をテーマにしたため、男女ともに働く環境を考える機会となった。	仕事と家庭生活をテーマにすることは、働く環境を考える契機ともなるが、男女が働きやすい職場環境がどのようなものを研究することも必要であるため、男女にやさしい事業所の把握に努め、定義を明確化していく。	完了	
3 働き続けるための社会的支援	(1)保育園事業の充実	①延長保育の拡充	多様な働き方に対応するため、延長保育の充実に努める。	充実	A	保育課	1時間の延長保育を市内保育園全園(12園)で実施し、そのうちの2園では2時間の延長保育を実施した。	保護者の多様な働き方に対応し、子育て及び就労の両立支援を図った。	利用傾向を見ながら2時間延長実施園の増設について検討していく。	完了	
		②休日保育の実施	多様な働き方に対応するため、日曜や祝祭日に保育を実施する。	継続	A	保育課	休日保育(通年)を市内保育園1園で実施したほか、平成23年度は、夏期の電力需給対策に対応した休日保育を市内保育園4園で実施した。 利用者延べ児童数:286人(夏期電力需給対策分139人を含む。)(H22:264人)	保護者の多様な働き方、また、今年度実施された夏期の電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更に対する支援を図った。	事業のPRを図りながら、今後も継続していく。	完了	
		③一時保育事業の拡充(Ⅲ-1-(1)-④の再掲)	保護者の育児疲れなど、保育ができないときに、一時的に保育を行うことで保護者の負担を軽減する。	充実	A	保育課	(Ⅲ-1-(1)-④の再掲事業)				
		④障害児保育の充実	保護者の就労により家庭で保育できない障害児を保育園に受け入れ、障害の状況に応じた保育を行う。	継続	A	保育課	障害児保育を市内保育園全園(12園)で実施した。 受入人数:計60人(市立保育園17人、私立保育園43人)	障害のある子どもの健全な成長発達の促進を図りながら、保護者の子育て及び就労の両立支援を図った。	家庭、保育園及び関係機関等との一層の連携強化を図りながら、今後も事業を継続していく。	完了	
		⑤病後児保育の実施	病気の回復期にある保育園などに在籍する子どもを、集団保育が可能になるまで保育する。	継続	A	保育課	病後児保育を市内保育園1園で実施した。 利用延べ児童数:55人(H22:61人)	保護者の子育て及び就労の両立支援を図った。	PRを図りながら、今後も事業を継続していく。	完了	
		⑥年末保育事業の実施	多様な働き方に対応するため、保育園に在籍する子どもを対象に年末保育を実施する。	継続	A	保育課	年末(12/29及び12/30)保育を市内保育園(10園)で実施した。 【利用状況】 (12/29 29人(H22 38人)) (12/30 13人(H22 16人))	保護者の多様な働き方に対応し、子育て及び就労の両立支援を図った。	一層のPRを図りながら、今後も事業を継続していく。	完了	

はむら男女共同参画推進プラン進ちょく状況一覧 【平成23年度(2011年度)実績】

基本課題IV 働く環境の整備と改善・充実

施策の方向性	施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課	H23年度実績	実績に対して特記すべきこと		進ちょく状況	
								評価	課題と改善点		
(2)その他の保育事業の充実		①家庭福祉員事業への支援	低年齢児の保育ニーズに対応するため、家庭福祉員による家庭的な保育事業について、認可保育園と連携を図るなど支援を行う。	充実	A	保育課	家庭福祉員と認可保育園の連携を図ることができるよう、支援を行った。 家庭福祉員:8人(H22:8人) 利用延べ児童数:166人(H22:243人) 認可保育園と連携保育を行った家庭福祉員:8人(内数)(H22:8人(内数))	多様な保育サービスの提供により、保護者の子育て及び就労の両立支援を図った。	PRを図りながら、今後も事業を継続していく。	完了	
		②認証保育所事業の充実	子育て家庭全般の保育ニーズに対応するため、認証保育所の運営支援を行う。	継続	A	保育課	市内3カ所(どんぐりの家保育所、チューリップ保育所、あすなろ)の認証保育所及び市内在住児童が利用する市外認証保育所の運営支援を行った。 (利用延べ児童数:593人(H22年度:727人))	多様な保育サービスの提供により、保護者の子育て及び就労の両立支援を図った。	PRを図りながら、今後も事業を継続していく。	完了	
		③学童クラブ事業の充実	待機児童の解消を図るとともに、保護者のニーズを踏まえ、学童クラブ開所時間を午後7時まで延長することを検討する。	充実	B(H21)	児童青少年課	定員の弾力的な運用を行った。また、開所時間の延長については、引き続き検討していく。 12学童クラブ中、障害児が在籍しているのは7学童である。 障害者8人中、8人に専属の指導員を配置している。	定員の弾力的な運用により待機児童の解消を図った。	開所時間の延長については、他市の動向や運営の民営化も含め引き続き検討していく。	完了	
		④ファミリー・サポート・センター事業の推進	協力会員と利用会員が子育てを支え合う事業を推進し、仕事と育児の両立を支援する。	継続	A	子育て支援課	年間活動実績は526件であり、活動内容をみると、「放課後学童クラブ終了後の子どもの預かり」が325件と最も多かった。 ※H24.3月末現在、 利用会員160人 協力会員78人 両方会員10人	就労等を理由にした児童の送迎や一時預かり等を提供し、女性の社会進出を支援した。	引き続き様々な就労形態に対応したサービスを提供できるよう努めていく。	完了	
		⑤乳幼児ショートステイ事業の充実(Ⅲ-1-(1)-③の再掲)	保護者の病気・事故・冠婚葬祭・育児疲れなど保育ができないときに、宿泊も可能な一時的保育を行うことで保護者の負担を軽減する。	継続	A	子育て支援課(子ども家庭支援センター)	(Ⅲ-1-(1)-③の再掲事業)				
		⑥私立幼稚園の預り保育事業の実施に関する情報提供	多様な保育ニーズに合わせて、幼稚園児を放課後等に預かる保育事業の実施に関して必要な情報などを入園世帯に提供する。	継続	A	保育課	預かり保育の実施について、ホームページに掲載し事業の周知を図った。	預かり保育の周知に努めた。	今後も最新情報の提供等、事業のPRを積極的に行っていく。	完了	
(3)介護サービスの充実	Ⅲ-2「介護のための支援体制の充実」の再掲	(Ⅲ-2「介護のための支援体制の充実」の再掲事業)									

はむら男女共同参画推進プラン進ちよく状況一覧 【平成23年度(2011年度)実績】

基本課題V 方針・政策決定過程への女性の参画促進

施策の方向性	施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課	H23年度実績	実績に対して特記すべきこと		進ちよく状況
								評価	課題と改善点	
1 行政における女性の参画の拡大	(1) 審議会等における女性の参画の拡大	① 女性委員の積極的な登用と男女比率の設定	審議会等の委員を委嘱等する際に女性委員の登用を促進するとともに、どちらか一方の性が、継続して35%を下回らないよう、男女の参画推進に努める。	充実	A	全庁	「羽村市審議会等の設置及び運営に関する指針」において、「委員の男女構成比率は、はむら男女共同参画推進プランの定めるところ」としており、審議会等における女性の参画を推進している。 【審議会等委員女性比率】 平成24年3月1日現在:34.9% (平成22年4月1日現在:35.4%)	平成23年度も審議会等における女性の参画を推進した。男女どちらか一方の比率が35%を下回らないようにという目標をおおむね達成した。	継続して目標数値を達成するよう、各課の意識を高めながら、引き続き審議会等への女性の参画を推進していく。	完了
		② 女性リーダー養成講座等の実施(Ⅱ-3-(3)-②の再掲)	あらゆる分野での政策・方針決定過程に男女が共同して参画できるよう、人材育成のための講座等を実施する。	継続	A	企画課	(Ⅱ-3-(3)-②の再掲事業)			
	(2) 市における女性職員の参画推進	① 職員の人材育成	人材育成基本方針の見直しを行い、その方針に基づく職員研修を実施し人材の育成に努める。	継続	A	職員課	市町村職員研修所で実施される「男女共同参画社会形成研修」に派遣した。職員:4人(平成22年度:4人) また、人材育成基本方針の見直しを行ったことから、その方針に基づく職員研修を平成24年度以降において実施していく。	相談業務における男女共同参画、コミュニケーション技術の向上などの研修を実施し、意識改革、技術の向上を図った。	継続して実施していく。	完了
		② 超過勤務の抑制	職業生活と家庭生活を両立できるよう事務事業の見直しを進め、超過勤務の更なる縮減を図る。	継続	A	職員課 企画課	年度当初に超過勤務縮減の通知や、四半期ごとに超過勤務の多い課を対象にヒアリング等を実施した。	各課において超過勤務の抑制に取り組んだ。	継続して実施していく。	完了
		③ 性別によらない職種や職域の拡大	性別にかかわらず、個人の能力や適性に応じた配置・登用を行い、男女平等の職場環境を整備する。	継続	A	職員課	個人の能力や適性に合わせた人員配置を継続的に実施している。	個人の能力や適性に応じた配置・登用を行っている。	今後とも個人の能力や適性に応じた配置・登用を行っていく。	完了
	2 事業所における女性の参画の促進	(1) 男女雇用機会均等法の普及とポジティブ・アクションの促進	① 労働関係セミナー等の実施(Ⅳ-2-(1)-①の再掲)	関係機関に働きかけ、身近な会場で「労働セミナー」を実施する。	新規	A	企画課	(Ⅳ-2-(1)-①の再掲事業)		
② 男女雇用機会均等法等の周知(Ⅳ-2-(1)-②の再掲)			男女雇用機会均等法等の周知徹底を目指し、情報誌ウィーブやパンフレット等を活用した普及啓発を行う。	継続	A	産業活性化推進室 企画課	(Ⅳ-2-(1)-②の再掲事業)			
③ 女性リーダー養成講座等の実施(Ⅱ-3-(3)-②の再掲)		あらゆる分野での政策・方針決定過程に男女が共同して参画できるよう、人材育成のための講座等を実施する。	継続	A	企画課	(Ⅱ-3-(3)-②の再掲事業)				
④ 人材育成支援事業等の実施		中小の製造業や商業の後継者等を対象にセミナー等を開催し、事業所の人材育成のための支援を行う。	新規	A	産業活性化推進室	後継者を含めた市内製造業の経営者を対象に、経営セミナーを開催した。(3回、参加者:127人)	良い講師による効果的なセミナーを開催した。	後継者育成を含めた人材育成は市内事業所の重要経営課題の一つとして引き続き支援していく。	完了	
⑤ 男女にやさしい事業所の紹介(Ⅳ-2-(3)-②の再掲)		職場において男女平等の視点をもった実践活動を行っている事業所を、情報誌ウィーブ等を通じて紹介する。	継続	A	企画課	(Ⅳ-2-(3)-②の再掲事業)				

はむら男女共同参画推進プラン進ちょく状況一覧 【平成23年度(2011年度)実績】

基本課題V 方針・政策決定過程への女性の参画促進

施策の方向性	施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課	H23年度実績	実績に対して特記すべきこと		進ちょく状況
								評価	課題と改善点	
3 地域活動における男女共同参画の促進	(1)地域活動の人材育成	③女性リーダー養成講座等の実施(Ⅱ-3-(3)-②の再掲)	あらゆる分野での政策・方針決定過程に男女が共同して参画できるよう、人材育成のための講座等を実施する。	継続	A	企画課	(Ⅱ-3-(3)-②の再掲事業)			
	(2)市民活動等における男女共同参画の促進	①ボランティアの育成支援	様々な分野で特技・技術・知識・経験を生かしたボランティアの育成を行う社会福祉協議会の活動を支援する。	継続	A	地域振興課	市民活動・ボランティアセンターはむらの機能を社会福祉協議会から市に移管し、ボランティア・市民活動に関心のある市民に対する情報提供として、団体等に関する情報を集め、ガイドブックの発行を行ったほか、情報紙「さずな」を発行した。	ボランティア・市民活動に関心のある市民に、それぞれの団体に関する情報提供を行った。	地域の絆や共助の精神といたった地域の力を維持向上していくため、一人ひとりが意識的、積極的に地域活動に参画することができるよう支援していく。	完了
		②社会貢献活動の支援	まちづくりを推進する市民活動団体に対し、補助金による支援を行う。	継続	A	地域振興課	市民活動団体に対する補助は実施しなかった。		市民活動団体が自ら企画、実施する協働事業の提案募集や、市民活動団体やNPO法人、企業等との連携による社会貢献活動や公益活動を促進するため、関係団体による協議会の設置・運営を行っていく。	完了
		③消費者活動への参加促進	男女がともに消費者活動を支えていくよう、消費生活講座などを通じ、特に男性の積極的な参加を働きかける。	継続	A	生活環境課(消費生活センター)	一日生活教室を実施し、男性参加の働きかけを行った。 (「これが親父の料理だ！」～お寿司に挑戦～) 参加人数 14人	参加者には好評であったが、もう少し多くの参加者を求めている。	広報等によるPRの充実を図り、さらに多くの参加者を募っていく。	完了
		④環境活動の参加促進	一人ひとりが自らのライフスタイルを環境への負担がより小さいものへと変えていけるよう、男女の環境活動への積極的な参加を促進する。	継続	A	生活環境課(消費生活センター) 環境保全課	①消費者の日講演会において「食べ物さんありがとう！～地球のパワーとつながる食べ方は？～」をテーマにして環境問題について考えた。 参加人数 100人 ②市民ボランティアにより、都市地である稲荷緑地の下草刈りや植栽を通じ、樹林地の適正な管理を行った。 (活動日数:17日、参加延人数:139人)	①多くの参加者が集まり、市民の環境問題への関心の深さが伺えた。 ②樹林地の適正な管理を市民ボランティアで行った。また、市民自ら緑に関する知見を広めるため、シンポジウムへの参加や講師を招いて研修会を行った。	①今後も環境問題をテーマにして講演会や実習を企画することで、より環境問題への関心を高めていく必要があると考えられる。 ②活動場所の確保や、会員の拡充を図っていく。	完了
		⑤地域の文化・産業、観光等における女性の参画の促進のための意識啓発	生涯学習の機会や情報誌等を通じて、地域づくりや産業、観光等の分野における女性リーダーの育成や意識啓発を行う。	新規	A	企画課 生涯学習センターゆとろぎ 産業活性化推進室	①女性リーダー養成講座は実施しなかった。 ②羽村を知る事から地域づくりや観光等の分野におけるリーダーの育成や意識啓発が行えるよう、地元羽村を知る講座を実施した。 ③観光イベント(夏まつり、産業祭)で商工会女性部に積極的に参画していただいた。	①ニーズに合わせて、時期をみながら実施していくことが必要である。 ②継続して地元羽村にまつわる講座を実施し、地域の文化・産業、観光等における女性の参画の促進のための意識啓発を行う。 ③地域づくりや産業における女性リーダーとしての意識啓発を図った。	①男女共同参画社会の実現に向け、テーマを設け、リーダーの養成に努めていく。 ②地域づくりや産業、観光等の分野における女性リーダーの育成や意識啓発を行う。 ③生涯学習の機会や情報誌等を通じ、引き続き意識啓発を行っていく。	完了
(3)男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立	①地域防災計画の見直し	地域防災計画を見直し、男女共同参画の視点を取り入れた新たな地域防災計画を策定する。	新規	A	生活安全課		平成23年度は地域防災計画の見直し時期ではないことから実施していない。	平成24年度に地域防災計画の見直しを実施する。	平成23年度予定事業なし	
	②女性消防団員の増員	男性で構成されている職域への女性の参加を促進し、より対等な立場で活動を実践する。	継続	A (H23年度までに7人から10人へ)	生活安全課	改選時には、目標の10人に達したが、転出や家庭の事情により、現在は7人となっている。	応急救護訓練等の際、女性の視点からの意見も増え、男女関係なく防災意識を高めることにつながった。	更なる団員の確保に向け、広報等を活用し、積極的な勧誘に努める。	完了	

はむら男女共同参画推進プラン進ちょく状況一覧 【平成23年度(2011年度)実績】

基本課題VI 推進体制の整備と強化

施策の方向性	施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課	H23年度実績	実績に対して特記すべきこと		進ちょく状況	
								評価	課題と改善点		
1 市における推進体制の強化	(1)計画の総合的な推進	①推進本部による総合的な推進	進ちょく状況を事業担当課が点検・評価し、推進本部でさらに見直しを図り、総合的な調整を図る。	継続	A	企画課	事業担当課が進捗状況を点検・評価し、取りまとめを行い、推進本部委員への周知を行った。	プランの進ちょく状況について、組織横断的に点検・評価を行った。	今後も継続して推進本部会議を開催し、課題について検討していく。	完了	
		②進ちょく状況報告書の作成・公表	計画の推進状況を明らかにするため、年度ごとの進ちょく状況を報告書にまとめ公表する。	継続	A	全庁 企画課	平成23年8月に「はむら男女共同参画推進プラン進ちょく状況調査報告書」を作成した。	施策ごとに「評価」「課題と改善点」を具体的に記入し、進ちょく状況の把握に努めた。	今後も継続して、年次報告を行っていく。	完了	
	(2)市による積極的な取り組み	①男女共同参画研修の実施	ジェンダーの視点を正しく理解し男女平等観に立った行政運営を推進することができるよう、男女共同参画研修を実施する。	継続	A	職員課 企画課	①市町村職員研修所で実施している研修に派遣し、職場での意識醸成に努めた。 ②平成23年度は、ワーク・ライフバランスの意義等について、職員の理解を深めるため、在職15～20年の課長補佐・係長職の職員を対象に実施した。 (平成24年3月13日開催) (参加人数 24人)	①男女共同参画に関する意識の醸成を図った。 ②定期的に研修を行い、男女共同参画に関する意識の醸成を図ることが必要である。	行政が見本となって男女共同参画に取り組んでいくことが大切であり、開催時期を考慮しつつ、継続して実施していく。	完了	
		②性別によらない職種や職域の拡大(V-1-(2)-③の再掲)	性別にかかわらず、個人の能力や適性に応じた配置・登用を行い、男女平等の職場環境を整備する。	継続	A	職員課	(V-1-(2)-③の再掲事業)				
		③羽村市役所特定事業主行動計画の周知徹底	特に男性職員の育児休業等の積極的な取得を勧めるなど、行動計画の内容を周知徹底する。	継続	A	職員課	妊娠・出産・育児に関する制度についてまとめた文書を掲示することにより、職員への周知に努めた。	制度の周知や意識啓発が図られた。	行動計画の内容について引き続き周知を図っていく。	完了	
		④セクシュアル・ハラスメントのない職場環境づくり	研修やセクシュアル・ハラスメント防止委員会の活用などにより、セクシュアル・ハラスメントのない男女平等観の職場環境づくりに努める。	継続	A	職員課	市町村職員研修所で実施している研修(新任課長研修等)に派遣し、職場での意識醸成に努めた。	職員の意識啓発が図られた。	今後とも、セクシュアル・ハラスメントのない男女平等観に立った職場環境づくりに努める必要がある。	完了	
		⑤男女共同参画推進員連絡会による取り組み	職員の男女共同参画意識の高揚を図り、関係施策の推進体制を充実させるため、男女共同参画推進員連絡会を定期的に開催する。	継続	A	企画課	2回開催し、「職員向け男女共同参画研修」の企画・運営を行った。 テーマ:仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について (平成24年3月13日開催) (参加人数:24人)	先進事例や自身の体験を踏まえた講義内容であり、参加者のアンケート結果を見ても、有意義な研修となった。	行政が見本となって男女共同参画に取り組んでいくため、職員一人ひとりの意識の高揚を図ることが重要である。	完了	
		⑥職員意識調査の実施	特定事業主行動計画の見直し等に伴う職員意識調査を実施する際に、男女共同参画に関する項目を盛り込む。	継続	B (H21)	職員課	平成23年度実施予定なし。				
⑦職場における通称名(旧姓)の使用	社会的不利益・不都合を軽減し、社会活動の継続性を保証するとともに、男女が対等に職務に専念できるよう、通称名(旧姓)の使用を認める。	継続	A	職員課	実績なし(平成22年度:承認0人) (実績 平成13年度以降:13人)	平成13年度に旧姓使用の基準を設け、男女が働きやすい環境を整えた。	今後とも旧姓使用の申請があれば承認していく。	完了			

はむら男女共同参画推進プラン進ちょく状況一覧 【平成23年度(2011年度)実績】

基本課題VI 推進体制の整備と強化

施策の方向性	施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課	H23年度実績	実績に対して特記すべきこと		進ちょく状況	
								評価	課題と改善点		
2 市民参画・協働による推進	(1) 市民参画による推進	① 推進会議による点検・評価	推進本部で点検・評価・見直しした施策・事業について、推進会議で点検・評価を行い、施策の充実と推進を図る。	継続	A	企画課	「はむら男女共同参画推進プラン進ちょく状況調査」について、平成23年9月12日の会議に報告した。	推進会議において、推進プラン進ちょく状況の内容について、報告し確認していただいた。	今後も継続して推進会議による評価・見直しを行っていく必要がある。	完了	
		② Eメール等による意見募集の実施	あらゆる情報媒体を使って情報を提供するとともに、市民からの意見や提案などの情報を収集し、施策・事業に反映させる。	継続	A	企画課	「はむら男女共同参画推進プラン進ちょく状況調査(平成22年度実績)」について、市ホームページを通じて広く公表した。	公表したが、特に意見等はなかった。	引き続き情報提供及び情報収集に努めていく。	完了	
		③ 男女共同参画に関する市民意識・実態調査	市民の男女共同参画に関する意識・実態を調査し、確かな施策を実施するうえでの基礎資料とするとともに、その結果を市民に公表し、市民の男女共同参画意識の高揚を図る。	継続	B	企画課	平成22年度に市政世論調査を実施し、「各分野における男女平等観」などについて調査した。「平等になっている」は“学校教育の場”が60.4%と多く、“法律や制度の上”で、“地域活動”が42.1%となった。平等感が最も低いのは“社会通念や慣習”で17.7%であった。	市政世論調査結果では、全体的に男女平等になっていないという意見が多かった。男性が優遇されているという意見も多いため、性別により差別的取り扱いをされないようにしなければならない。	男女共同参画社会の実現には、市民一人ひとりの意識が変わることも重要であるため、男女平等について市民が考えられるように、情報発信し、機会を提供することが必要である。また、職員一人ひとりが男女共同参画について学び、まずは市が男女平等の視点をより多く取り入れ、市民へ伝えていくことが重要である。	完了	
		④ 意見公募手続の実施	男女共同参画に関する計画の策定や条例の制定改廃を行う際に、広く市民や事業者等からの意見を公募する。	継続	A	企画課	羽村市男女共同参画基本計画を策定するにあたり、意見公募手続を実施したが、意見等はなかった。	今後も必要に応じて実施していく。	今後も必要に応じて実施していく。	完了	
	(2) 市民との協働による取り組み	① 女と男、ともに織りなすフォーラムの実施(Ⅱ-3-(2)-①の再掲)	市民による実行委員会との協働により、男女平等の視点に立ったテーマを設定し、会場参加型のフォーラムを実施する。	継続	A	企画課	(Ⅱ-3-(2)-①の再掲事業)				
		② 情報誌ウィーブの発行(Ⅱ-3-(2)-②の再掲)	市民による編集委員会との協働により、様々な角度から男女共同参画に関わる特集を設定し、全世帯に向けて情報を発信することで男女共同参画に関する意識を高める。	継続	A	企画課	(Ⅱ-3-(2)-②の再掲事業)				
		③ 男女共同参画のまちづくり推進事業の実施	市民・団体・事業者との連携を図り、キャンペーンを行うなど視覚的に訴えた啓発事業を国の男女共同参画週間にあわせて実施する。	継続	A	企画課	国の「男女共同参画週間」にあわせて、広報はむら、市ホームページ、町内会回覧、各公共施設へのポスター掲示、市庁舎への懸垂幕の設置などに取り組んだ。また、11月の女性に対する暴力をなくす運動に合わせ、広報はむら11月1日号に啓発記事を掲載したほか、11月5日・6日の羽村市産業祭会場でティッシュ配りを行い、男女共同参画啓発事業を実施した。	男女共同参画社会の実現に向けて、広く市民に周知を行った。	さまざまな手法を用いて、まちづくり推進事業を実施していく。	完了	
		④ 「男女共同参画都市」宣言10周年記念事業の実施	市民による実行委員会との協働により、より多くの市民の参加を促し、男女共同参画に関する市民の理解を深めるため、「男女共同参画都市」宣言10周年記念事業を実施する。	新規	A (H19)	企画課	平成19年度に実施のため、計画完了				
	3 関係機関との連携	(1) 国・東京都及び市町村等との連携	① 他市の市町村との情報交換と交流	男女共同参画宣言都市等との交流を行い、情報交換を行うことで、施策の充実と推進を図る。	継続	A	企画課	平成23年度の男女共同参画宣言都市サミットへは、参加しなかったが、他の自治体が発行する情報誌やホームページなどを閲覧し、情報収集に努めた。	他の自治体と情報交換をしていくことが必要である。	より多くの情報収集を行う必要がある。	完了
			② 官公署等連絡協議会の活用	官公署等連絡協議会を活用し、男女共同参画関係施策に関する取り組みを紹介する。	継続	A	企画課	平成23年度は男女共同参画関係施策に関する取り組みの紹介は行わなかった。	市の取り組みを情報提供していくことが必要である。	必要に応じて市の取り組みについて、情報提供を図っていく。	完了
③ 国・東京都との連携			国及び東京都との市が実施する事業における連携と情報交換に努める。	継続	A	企画課 全庁	東京都市町村男女共同参画施策担当課長会及び市町村男女平等参画施策担当職員連絡会に出席し、意見交換を行った。	他市町村の担当者と情報の共有化を図ることができた。	他自治体の状況把握のため、引き続き意見交換に努める。	完了	

自分らしく生きよう“はむら”アピール ～男女共同参画都市宣言～

多摩川の清流と花と緑に恵まれ、人々の温かい心が通いあうまち“はむら”。
このまちに生きるわたしたちは、性別にとらわれず、人権を尊重し、魅力あるまちを築くため、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 1 一人ひとりが自立し、認め合い、自分らしくいきいきと暮らせる“はむら”をめざします。
- 1 男女が共に仕事・家事・育児・介護などをわかちあう“はむら”をめざします。
- 1 一人ひとりが能力と個性を発揮し、社会のあらゆる分野に自らの意思と責任で参画できる“はむら”をめざします。
- 1 男女が共に地球市民として、地域から世界へ友情と平和の輪を広げる“はむら”をめざします。

1997年11月1日

羽 村 市

はむら男女共同参画推進プラン進捗状況
調査報告書 平成23年度(2011年度)実績
平成25年3月
発行 羽村市企画総務部企画政策課
〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘5-2-1
TEL042-555-1111(代) 内線314